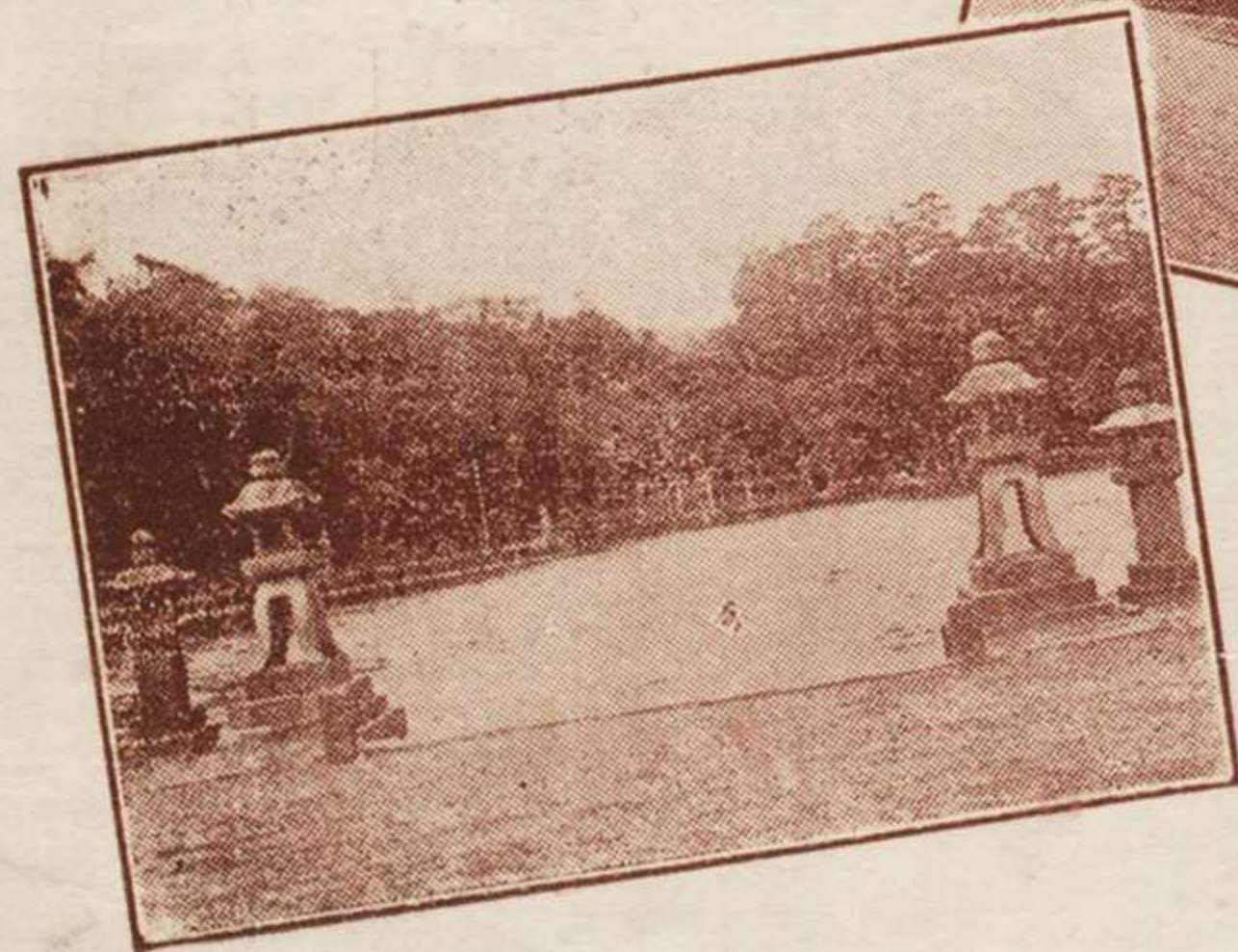
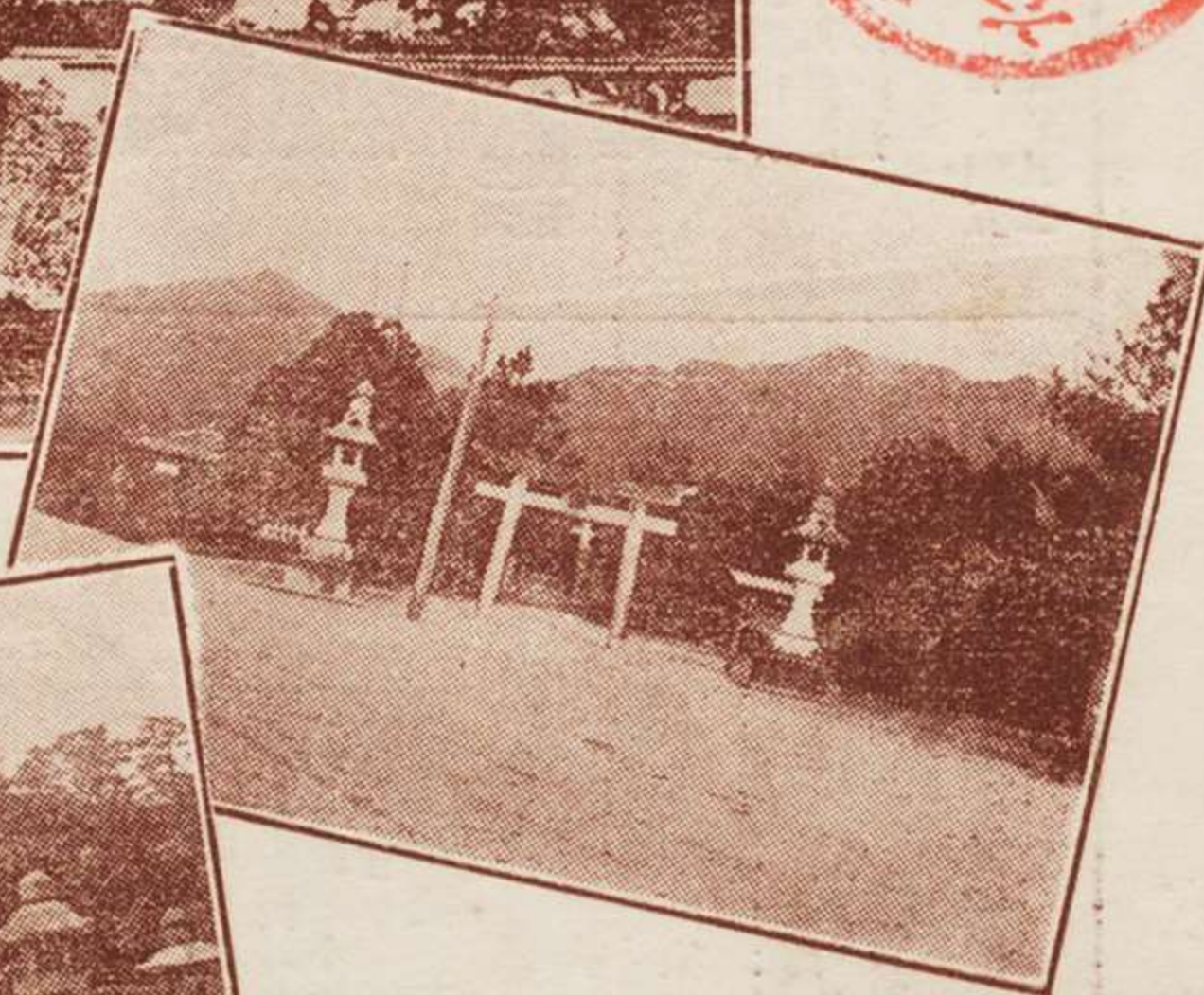
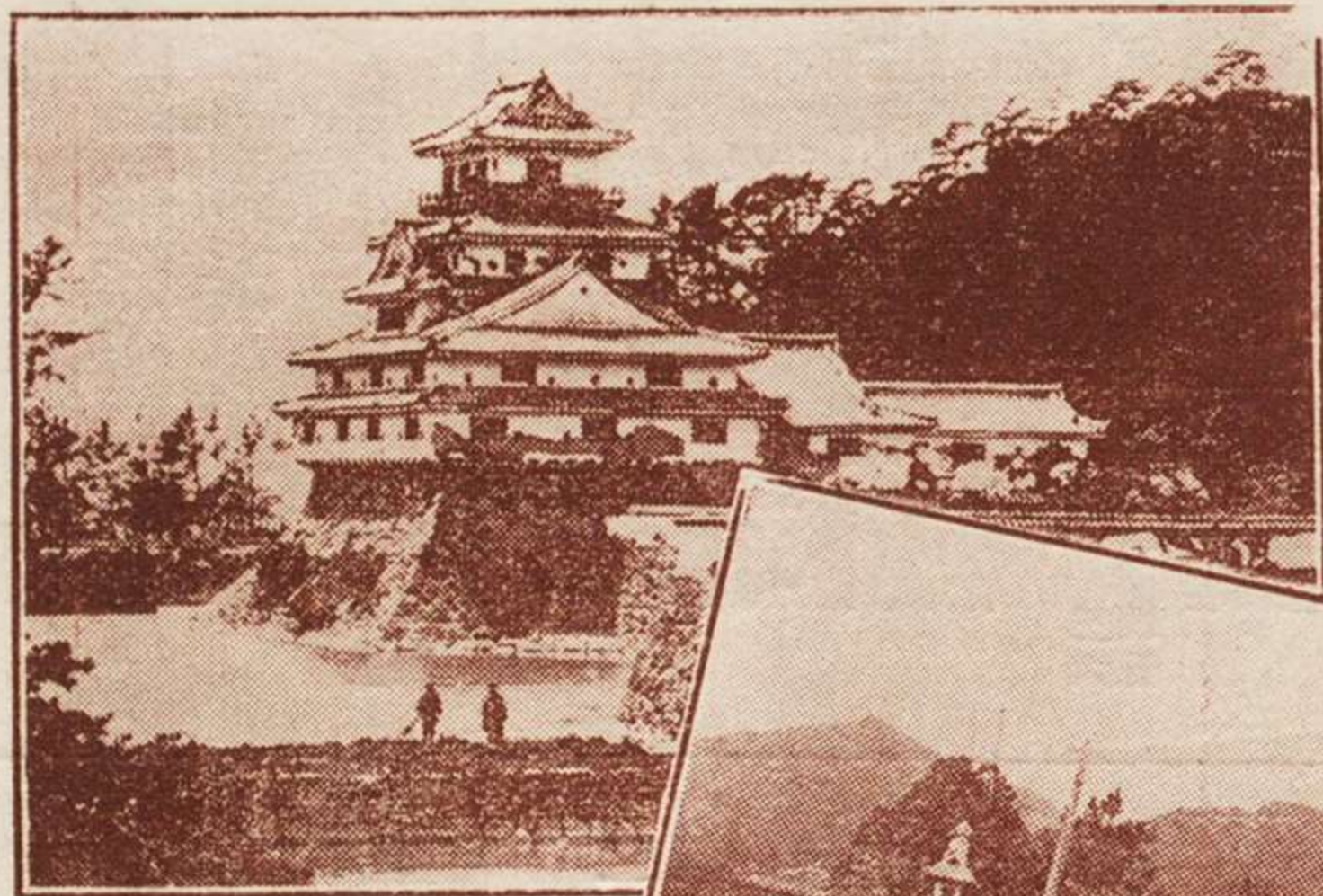


報月萩

號七十二第



號月六年五和昭

行發町萩縣口山

昭和五年六月十三日印刷
昭和五年六月十五日發行

昭和五年五月六日第三種郵便物認可
(每月一回十五日發行)

第二十七號

降にありては何れの税金を問はず其の納期限を過ぎ督促状を發しても猶ほ完納せぬ者に對しては直に滯納處分を實行することゝし以て一面に於ては納稅義務の絶對的のものなることの自覺を促すと同時に萩町勢の進展上に鑑み徵稅事務の改善進捗をも圖ることゝしたのである豫め之を承知して置かれたい

蠅と蚊の驅除――遂々蠅攻め蚊攻めに困る時期となつたが之に付ては前月の月報に掲げて置いた石油乳劑（石油二合石鹼粉末又は軟石鹼二十夕以上を能く混和し之に湯五合を徐々に攪拌しつゝ混し尙熱湯一升を前同様徐々に混和したるものを後水を以て全量一斗と爲す以上の液を下水溜りの箇所塵芥箱流し下又は馬糞等蠅蚊の發生する所に撒布す）に依り驅除することゝしたのである之を實施する方法は凡そ向ふ三軒兩隣り位で共同し間斷なく勵行する様にしたなら一層効果があることゝ思ふ差したる費用を要せずして其の驅除が出来る譯であるから早速申合せらるゝ如く希望するのである

時の記念日――諺に時は金なり光陰は矢の如しと言ふ是は皆時間を尊重せよといふことに歸著する又は時計の針を正確にする、時間を勵行する、寸陰と雖之を有意義に過ごす等々いふのも皆時の問題である要するに世の中の萬事は悉く時間と言ふことに關係して居る即ち時間なるものは凡有事象を解決する基調であることに依り近頃に至り甚しく之を唱道し論究せらるゝ様になり秒に鞭うてといふ標語が生まれたる如き進み行く今日の社會現象に對し贅意を表せずには居られない恰も本月十日は時の記念日であるから時間といふことに力強き自覺を促し御互の生活を向上する爲には必ずや時間を有意義に過ごし延いては社交上の時間を勵行することに付ても新らしき覺悟を喚ひ起して戴きたいものである。

庶般行政

山口縣告諭第一號

國産品を愛用し國産の振興を圖ることは我國現下の情勢に鑑み最も緊要のことなりとす

惟ふに我國經濟界は多年の不況に沈淪し産業久しく萎微して振はず外國貿易は歐洲大戰中頗る好調を示したりと雖戦後は忽ち逆轉し最近十ヶ年間に於ける輸入超過額の如き實に三十二億六千八百四十萬圓に上り一年平均正に三億二千六百餘萬圓に達す財界の建直し産業の振興國際貸借改善等の論議せらるゝこと爰に年ありと雖人心一度戦後經濟界の好況に溺惑して度を失ひ浮薄の風隨て生したる以來經濟界の實情に順應するの注意と用意とを怠りたる憾無しとせず既に金の解禁斷行せられ國民經濟をして合理的基礎の上に安定せしむる第一歩確立せられたる今日産業を振興し國際貸借の改善を企圖するは蓋し刻下焦眉の急務たり國民亦時局の趨勢に鑑み此の際特に緊張せる精神を持續し國産愛護の實を擧げざるべからざるなり

翻つて現下の實情に見れば國産品にして品質價格の點に於て此を外國品と比較し何等遜色なきものあるに不拘只徒に外國品偏重の風習に驅られ國産品の使用を躊躇する風あるを見るは寔に遺憾に堪わす本縣に於ける外國品使用の狀況を見るに最近一ヶ年間に於ける見積概算額は二千三百萬圓を下らず固より天然資源の豊富ならざる我國に於て全く生産なく又は生産不足に緣由する原料品の如き或は學術工業の未だ完璧ならざるが爲製出困難なるものに在りては又止むを得ざるべしとするも若し夫れ徒に漫然たる舶來品崇拜の惰性若は好

奇心により之を使用するものに至りては此の際を期し深く内外の情勢に稽へ自ら嚴に之を戒むる所なる可からず

今や舉國一致して産業の合理的發達を圖り經濟難局の打開に努力しつゝあるの秋生産業者は益々品質の向上廉價提供を策すべく縣民諸子亦須らく愛國精神を發揚し協心戮力以て大に國産品愛用の美風を振作し國産獎勵産業發達に一段の努力を盡されんことを望む

昭和五年五月九日

山口縣知事 黒崎 眞也

宮廷録事

◎皇太后宮御移轉仰出 皇太后陛下は五月六日青山御所御出門大宮御所へ御移轉あらせらるべき旨仰出されたり

◎皇后宮行啓 皇后陛下は五月五日午前十時御出門赤坂區權田原町憲法記念館構内に於て舉行の日本赤十字社第三十八回通常總會へ、五月七日午前十時御出門同所に於て舉行の愛國婦人會第二十九回通常總會へ行啓あらせられたり

◎皇后宮行啓 皇后陛下は五月九日水交社に於て海軍將校婦人會創立二十五周年記念會へ行啓あらせ

られたり。

◎皇太后宮行啓 皇太后陛下は五月八日午前十時十五分大宮御所御出門原宿驛御發車東淺川驛御著車多摩陵御參拜午後三時二十五分還御あらせられたり。

◎皇后宮行啓 皇后陛下は五月十二日午後一時御出門橫須賀軍港へ行啓午後五時五十分還御あらせられたり。

◎五月十五日宮内省告示第二十二號を以て 天皇皇后兩陛下五月十七日神奈川縣葉山へ行幸啓五月十九日還御あらせらるべき旨仰出されたり。

◎賜冠勅使 五月十五日午前十時勅使として侍從伯

爵甘露寺受長を東伏見宮邸へ差遣はされ邦英王殿下に冠を賜はりたり。

◎五月十六日宮内省告示第二十三號を以て五月十六日東伏見宮邦英王殿下成年式を濟ませられたる旨公示せらる。

◎五月二十日宮内省告示第二十四號を以て 天皇陛下下本月二十八日御發軔靜岡縣下へ行幸六月三日還幸あらせらるべき旨仰出されたり。

◎御救恤 五月二日樺太廳管内暴風の爲多數の遭難者を出したる趣聞食され御救恤として 天皇 皇后兩陛下より金千三百圓を同廳へ下賜せられたり

帝國議會閉會

五月十四日午前十一時貴族院に於て帝國議會閉院式を舉行せられたり。

行啓記念日の行事

今上陛下東宮にお在しませし大正十五年五月三十日

本町に鶴駕を枉げさせられ畏くも風土民情の御視察に、教育産業の御獎勵に、特に本町に於ては維新史蹟の御巡覽自然物の御探究等其の御盛徳と御精勵の尊きに至りては洵に敬仰恐懼に堪へず而して其の仁恩は枯骨に徹し慈徳は蟲魚にも及ぶ此の歡喜此の感激を永遠に傳へ淬礪の誠を盡し防長尊王の精神を以て皇室を欽仰し聖徳に答へ奉るべき此の思出多き本町昭和五年行啓記念日の行事を次の如く定め一般に公示したり

- 一、當日午前六時煙火二發を打揚ぐ
- 一、當日は各戸國旗を掲揚し祝意を表すること
- 一、當日は町民一般隨意最寄神社に參拜し皇連の御隆昌を祈願すること
- 一、當日午後零時三十分煙火三發を打揚ぐべきにつき之を合圖に町民一般は其の位置に於て東方遙拜を爲すこと
- 一、當日は萬事に付敬虔の誠意を披瀝し特に郷土愛の精神を喚起すること

◎阿武郡町村長集會

五月十三日午前十時四十分より町衙に於て阿武郡町村長集會を開催。別項阿武郡鐵道期成同盟會設立の件並軍隊慰問の件等を協議し午後零時卅分閉會せり因に阿武郡鐵道期成同盟會設立協定と同時に左の通役員を選定何れも就任を承諾したり

- 會長 萩町長 林 勇 輔
- 副會長 明木村長 藤井倉太郎
- 同 德佐村長 眞鍋利吉
- 幹事 三見村長 山中貞七
- 同 嘉年村長 山根英麿
- 同 須佐町長 津田五百名

◎阿武郡鐵道期成同盟會 設立趣意書

吾阿武郡は其の地勢本縣下の最北端に位し交通の便著しく缺如せるを以て過去數十年來鐵道の建設運動を繼續し漸くにして大嶺線鐵道を延長したる美禰線

發起者

阿武郡各町村長連名

◎阿武郡鐵道期成同盟會規約

第一條 本會は阿武郡鐵道期成同盟會と稱し其の事務所を萩町役場内に置く

第二條 本會は山陰本線の貫通を促進し併せて小郡萩線及德佐、大井線建設の實現を期するを以て目的とす

第三條 本會は阿武郡内の町村長、町村會議員、町村區長、町村農會長、産業組合長、漁業組合長、商工會長、及運送業務關係者其の他の有志者を以て會員とす

第四條 本會に會長一名副會長二名評議員二十四名及幹事若干名を置く

第五條 會長副會長及幹事は評議員の互選に依り之を定む

第六條 評議員は本郡町村長の全員を以て之に充つ

第七條 本會は第二條の目的を達する爲陳情委員を

鐵道の建設に次ぎ正明市より東西に分岐し將來山陰本線と成るべき萩線及長門線鐵道の建設を實施するに至れりと雖就中萩線第五第七工區に於ける工事期間の如きは今後少くとも二箇年の星霜を要する等其の進捗の遅緩なるを遺憾とするものなり其の他小郡より萩に至る小郡萩線鐵道及德佐より大井に至る徳佐大井線鐵道の如き今猶ほ建設の實施に至らざるものあるに於ておや之を要する本郡の文化を促進し産業の開發を期せむと欲せば須らく是等の各鐵道線を完成するを以て喫緊事と爲さざる可からざるの秋に際し鐵道大臣として本縣出身の江木閣下を臺閣に迎ふるに逢ふ然り而して江木鐵相は業に既に前々内閣の當時司法大臣として萩開港の爲大に斡旋努力せらるゝ所あり昔年ならずして之が實現を視るに至りたる等夙に本郡下の交通運輸促進に付考量せらるゝあり十萬阿武郡民衆として茲に新たに江木鐵相を得たることを慶とし多とすべきに依り此の機に際し阿武郡鐵道期成同盟會を設立し目的達成の爲邁進せむとする所以なり先覺の人士振つて加盟せられむことを

昭和五年五月十五日

設け上京せしむることあるべし

第八條 本會は必要に應じ會員の總會を開催す

第九條 本會の經費は關係町村の補助金及有志者の寄附金を以て之に充つ

第十條 本會の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとす

第十一條 本會は第二條の目的を達成したるときを以て解散す

第十二條 本規約の施行に關する細則は評議員會の議決を経て之を定む

◎第五回萩町會

五月二十八日午後二時より開會、出席議員二十六名左の事項を附議し、何れも原案の通可決確定し、午後三時散會したり。

一、町村道改修潰地買収の件（町村道奥玉江青長谷線）

一、堤防敷地買収の件（大屋川筋新川橋下流）

一、土地賃貸借契約の件（白水尋常高等小學校農業

實習地

- 一、道路敷を山口縣に寄附するの件（府縣道田萬崎萩線道路椿東區所在）
- 一、道路敷を山口縣に寄附するの件（府縣道山口萩線道路椿區所在）

- 一、寄附受理の件（河村國吉氏より建物寄附）
- 一、寄附受理の件（杉相次郎氏より土地寄附）
- 一、寄附受理の件（杉相次郎氏より建物寄附）
- 一、寄附受理の件（倉田晋七氏より金員寄附）
- 一、區長及區長代理者辭職承認の件
- 一、公有水面埋立免許に關する諮問の件（椿東區小畑浦地先海面二件）
- 一、區長及區長代理者決定の件
- 一、町村道々路線認定の件（椿東區小畑浦西埋立線）
- 一、町村道公用廢止の件（椿東區大廣津所在）
- 一、廢道敷地讓渡の件（椿東區大廣津所在）
- 一、溝渠廢止の件（椿東區大廣津所在）

叙從六位

正七位 森 重 干 夫

叙勳六等授瑞寶章

正七位 卜 部 豊

萩町 辭 令

萩町書記 阿 武 正 勝
 同 村 木 榮 熊
 同 河 野 道
 萩町書記補 品 川 作 三
 萩町 雇 番 屋 種 一
 萩町臨時國勢調査課勤務を命ず（五月二十一日付）

國勢調査主任者集會

本年十月一日を期し實施せらるべき昭和五年國勢調査事務打合の爲五月十九日午前八時より萩町役場に於て阿武郡各町村主任者を會同し縣より臨時席の玉野官房主事の訓示後指示協議各事項に付玉野事務官田代縣屬の説明等あり逐次研究を遂げ午後四時閉會せ

叙 任 辭 令

り

阿武郡西部庶務主任者集會

五月二十日二十一日の兩日午前九時より萩町役場に於て西部十一ヶ町村の主任者集會を開催庶務に關する各町村より提出の事項に付研究を遂げ二十一日午後一時閉會せり

五月中發令の主要法規

國 の 法 規

- ◎五月二日遞信省令第二十號を以て船員法施行細則中改正の件公布
 - ◎五月十五日大藏省告示第百二號を以て日本銀行より發行する兌換銀行券の内拾圓券を改造し本年五月二十一日より發行の旨公布
 - ◎五月十六日法律第五號を以て市町村義務教育費國庫負擔法中改正の件公布
- 参考、第二條中「七千五百萬圓」を「八千五百萬圓」

に改め昭和五年度分國庫支出金より適用すること

なれり

- ◎五月十七日法律第八號を以て汚物掃除法中改正の件公布
- ◎五月十九日內務省令第十八號を以て汚物掃除法施行規則中改正の件公布
- ◎五月二十日內務省令第二十一號を以て市制町村制施行規則中改正の件公布
- ◎五月二十一日盜犯等の防止及處分に關する別掲法律第九號公布施行期日未定

法律第九號

第一條 左の各號の場合に於て自己又は他人の生命 身体又は貞操に對する現在の危險を排除する爲犯人を殺傷したるときは刑法第三十六條第一項の防衛行爲ありたるものとす

一、盜犯を防止し又は盜贓を取還せんとするとき

二、兇器を携帯して又は門戸牆壁等を踰越損壞し若は鎖鑰を開きて人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若は船舶に侵入する者を防止せんとするとき

三、故なく人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しは船舶に侵入したる者又は要求を受けて此等の場所より退去せざる者を排斥せんとするときは

前項各號の場合に於て自己又は他人の生命、身体又は貞操に對する現在の危険あるに非ずと雖も行爲者恐怖、興奮又は狼狽に因り現場に於て犯人を殺傷するに至りたるときは之を罰せず

第二條 常習として左の各號の方法に依り刑法第二百六十五條、第二百三十六條、第二百三十八條若しは第二百三十九條の罪又は其の未遂罪を犯したる者に對し竊盜を以て論すべきときは七年以上の有期徒刑懲役に處す

- 一、兇器を携帯して犯したるとき
- 二、二人以上現場に於て共同して犯したるとき
- 三、門戸牆壁等を踰越損壞し又は鎖鑰を開き人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しは艦船に侵入して犯したるとき
- 四、夜間人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しは艦船に侵入して犯したるとき

第三條 常習として前條に掲げたる刑法各條の罪又は其の未遂罪を犯したる者にして其の行爲前十年内に此等の罪又は此等の罪と他の罪との併合罪に付三回以上六月の懲役以上の刑の執行を受け又は其の執行の免除を得たるものに對し刑を科すべきときは前條の例に依る

第四條 常習として刑法第二百四十條前段の罪若しは第二百四十一條前段の罪又は其の未遂罪を犯したる者は無期又は十年以上の懲役に處す(畢り)

縣の法規

- ◎五月六日山口縣告示第二百八十七號を以て本縣臨時國勢調査部に關する規程發令
- ◎五月十三日山口縣訓令第十五號を以て昭和五年國勢調査事務取扱手續發令
- ◎五月二十一日山口縣令第二十六號を以て實業補習學校規程細則中改正の件發令
- ◎五月二十三日山口縣令第二十七號を以て理髮規則中改正の件發令

萩町臨時國勢調査課處務規程

- 第一條 昭和五年國勢調査に關する事務を處理する爲萩町役場内に臨時國勢調査課を置く
- 第二條 本課に左の職員を置く
課長 一人 課員 五人
- 第三條 課長は萩町助役を以て之に充つ町長の命を承け事務を總理す
- 第四條 課員は萩町役場庶務課及社會課員中に就き之を任命す 上司の指揮を受け庶務に従事す
- 第五條 本課の事務取扱に關しては萩町役場庶務規程の定むる所に依る

附則

本規程は昭和五年五月二十一日より之を施行す

玉江浦倉江兩區火災記念日第三部消防組奉仕

思ひ起す大正九年五月十七日は本町の内玉江浦及倉

- ◎五月二十七日山口縣令第三十一號を以て山口縣女子實業補習學校教員養成所規則中改正の件發令
- ◎五月三十日山口縣告示第三百五十三號を以て蕪賣買取締規則第二十三條に依り區域期間を限り蕪賣・買業者の蕪取引市場以外に於ける土蕪の賣買又は仲立を爲すことを禁ずるの件發令

參照

阿武郡——萩町、明木村、奈古村、川上村(野登呂を除く)

自六月六日 至六月十五日 十日間
但し玉蕪屑蕪の賣買及製糸工場内に於て取引を爲すものは此の限に在らず

萩町告示の主なるもの

- 一、家屋稅調查員選舉會場及投票分會場の件
- 一、町村道區域編入の件
- 一、家屋稅調查員當選者の件
- 一、狂犬病豫防注射施行の件
- 一、行啓記念日の行事に關する件

江に大火災ありたる當日にして本年は恰も其の十周年に當れるを以て町消防組第三部主催となり過る五月十七日午後一時より部員総出動、藤野第三部長は一同に對し十年前今月今日の悲惨なる状態を説き部員をして責任の重且つ大なるを自覺せしめ次で一隊を以てポンプ及附屬器具並に器庫の手入作業を行はしめ、其の殘部を六班に分ち各伍長を隊長として各戸漏れなく釜場の検査、煙突の大掃除を行ひ區民に對しては火の元の用心を喚起し午後六時半幹部より一同に對し簡素なる握飯を仕向け引續き夜の八時より幹部を以て夜警隊を組織し「五月十七日！記念火災警防未發デー」と呼びつゝ夜明け方まで區間を巡視して引上げたり、因に區民一同は消防組員の奉仕に對し感謝の意を表する爲當日隨所に集合し往年の凶變を追憶しつゝ、記念の祭典を催し徹宵神佛に祈願する所ありたり

●本町役場より發送する書類

今回發送書類の擔當區域並其の配達時限を左の如く

- 定めたり
- 一、使丁の擔當區域を左の通定む
松村使丁
古魚店町、春若町、北片河町區、樽屋町、今魚店町區、北古萩町第一、第二區、鹽屋町、細工町區、津守町區、熊谷町區、濱崎新町第一、第二區、濱崎町全區、東濱崎町全區
厚東使丁
川島全區、土原全區、御許町全區、唐樋町區、目代區、中津江區、上野區、椎原區、中ノ倉第一、第二區、松本市區、船津區、無田ヶ原區
藤田使丁
橋本町區、江向全區、河添全區、椿區全區
野村使丁
平安古町全區、山田全區（木間全區を除く）
井町使丁
香川津全區、鶴江全區、前小畑區、後地區、小畑浦全區、後小畑區、越ヶ濱全區
菊永使丁
堀内全區、南片河町、南古萩町區、吳服町一、

- 二丁、油屋町區、瓦町區、惠美須町區、米屋町區、東田町全區、西田町區、上五間町區、下五間町區、吉田町區、古萩町區、今古萩町區
- 二、定時配達時限を左の通定む但し第三項第四項の場合はこの限に在らず
イ、四月一日より七月二十日まで九月一日より十月三十日まで
第一便 午前九時 第二便 午後零時半
第三便 午後三時
- ロ、七月二十一日より八月三十一日まで
第一便 午前九時 第二便 午後零時半
ハ、十一月一日より翌年三月三十一日まで
第一便 午前十時 第二便 午後零時半
第三便 午後三時

- 三、左記區域に配達する書類は前項の最終便とす
目代區、中津江區、越ヶ濱全區、河内區、小原區
山田第一區
- 四、左記區域に配達する書類は郵便物と爲す 但し該地に出張する吏員に對し便宜託送することを得
木間全區、中ノ倉第二區

- 五、急使を要する場合は配達擔當區域及定時配達時限に拘らず特に差立つることあるべし
- 六、最終便後の書類は翌日の第一便、第三項配達擔當區域の書類は翌日の最終便を以て差立つること

旌 表

●青年團の表彰

別項所載萩町聯合青年團同女子青年團聯合總會に於て同團長より表彰せられたる者左の如し
椿女子青年團霧口支部
支部團員協力一致克く心身の修養鍛練に努め勞力奉仕作業として春季及冬期の早朝霧口區道路及附近墓地に通ずる小徑の修理を爲す等其の成績見るべきものあり茲に金壹封を授與し之を表彰す爾今益團結精勵以て大成せむことを望む
昭和五年五月三十一日
萩町聯合女子青年團長 藤村正七

資性温良にして父母に孝養を盡し兄弟睦まじく朋友には信義を重んじ青年團の行事及社會奉仕事業には進むで出席し勞力奉仕を爲す等青年の模範とするに足る茲に金壹封を授與し之を表彰す

山田青年團員 來島 巖
萩町聯合青年團長 藤村正七
昭和五年五月三十一日

◎感謝狀

一金壹百圓也
右萩町社會事業費の内に御寄附相成たることを感謝す
昭和五年五月三十日
萩町長從五位勳六等 林 勇輔
倉田晋七殿

學事

◎辭令

萩町立明倫青年訓練所指導員を囑託す
齋藤 實
五月二十六日付 山口縣

◎小學校兒童轉校狀況

本年四、五、二ヶ月間に於ける小學校兒童の轉校狀況左の如し

轉出の者	轉入の者
郡内へ 七	郡内より 一二
縣内へ 一二	縣内より 一八
縣外へ 一九	縣外より 一九
朝鮮へ 二	朝鮮より 二
臺灣へ 一	臺灣より 二
計 四一	計 五三

因に右表以外に町内小學校相互間に於ける異動者七名あり

◎白水小學校兒童愛護デー

五月五日兒童愛護デーの催をした。校庭には鯉幟を立て、階上の廣間には雛壇を飾つた。そして上下の學年別に童話會を開き、後援會からは美しい菓子を全兒童に配布した。

訪問を爲し全部を完了せり

◎椿東校職員運動日設定

五月七日を初回とし毎週水曜日午後三時より一時間充て晴雨に拘らず職員運動を行ふこととし體操遊戯の實地研究、陸上競技、球技等の實技を練り以て心身鍛練、技術練磨、懇親融和の實を擧ぐることにせり

◎椿東校健康兒表彰

尋六兒童村木幸子は東京大阪朝日新聞主催全日本健康兒表彰會に於いて全國三十名の健康兒中に入選し表彰狀、銅牌、副賞等送附し來りたるにより五月十日午前八時より右傳達並に表彰式を舉行せり其の表彰狀左の如し

山口縣阿武郡椿東尋常高等小學校
村 木 幸 子

大正七年四月十五日生

◎椿東校家庭訪問

五月一日より同月五日まで毎日午後職員一齊に家庭

右者全日本健康優良兒童表彰會中央審査會に於て審査の結果全日本小學校兒童中最も健康優良なるものと認めらる仍て之を表彰す

昭和五年五月五日

全日本健康優良兒童表彰會々長 下村 宏

全中央審査委員長 篠原英太郎

主 催 朝日新聞社
後 援 文 部 省

◎ 椿東校郊外教授

左の地方別により五月十三日尋常科全兒童の郊外教授を行へり。各午前八時出發、午後四時三十分迄に全部元氣旺盛裡に歸校せり

尋一全 弘法寺、菊ヶ濱

尋二全 姥倉運河、指月公園

尋三全 越ヶ濱神社、大谷水族館

尋四全 越ヶ濱笠山

尋五全 大井村

尋六全 大津郡深川町

◎ 椿東校教授研究会

五月十六日小島訓導の尋三、讀方科研究教授あり午後其の批評會並に讀方科の研究會を行へり

◎ 椿東校教科研究会

五月二十日午後二時三十分より左記の教科研究發表會を行へり

讀方教育觀の梗概 山縣訓導
新主義算術教授の思潮 淺野訓導
懸垂及跳躍の指導に就て 福場訓導
圖書科に於て特に兒童の誤り易き描寫 篠田訓導

◎ 椿東校松陰先生記念日

五月二十五日午前八時尋四以下は各學級に於て尋六以上は階上集會室に於て居田訓導の記念講話あり終りて午前九時松陰神社參拜後全校兒童をして明倫校に開催中の國産品輸入品對比展覽會を見學せしむ

◎ 椿東校海軍記念日

五月二十七日午前八時校庭に於て第二十五週年海軍記念日記念式を舉行東方遙拜、君ガ代二唱、校長訓話、記念日唱歌合唱式後尋五以上をして土井機關大佐の講話を聴かしむ

◎ 椿東學友團總會

五月二十七日午前十時三十分より第四回椿東校學友團總會を開く、本學友團は椿東校兒童が職員指導の下に自治的自律的に學校内外に於ける學習並に訓練を行ふを主眼とし尋五以上の兒童を以て正團員とせるものなり

◎ 椿東校行啓記念日

五月三十日左の如き順序により記念式並に記念行事を行へり
記念式、松陰神社參拜祈願 行啓地御足跡順拜
記念體育會

五〇米、百米徒競走、四百米、八百米繼走、綱引

◎ 椿東校懸垂跳躍運動の調査

本校兒童身體検査の結果身長體重に比し胸圍の發達著しく乏りたるに鑑み體操科の主運動たる懸垂並に跳躍に付全校兒童の個人別調査を行ひ以て體育向上の實地指導、實際研究上詳細なる調査を完成することとし其の第一回調査會を五月三十一日施行せり本年度中毎月順次に全校兒童の調査を行ひ之を完了する豫定なり

◎ 椿東校風驅除

兒童愛護デーの行事として風驅除を行へり、本校五百五十名の女兒童中風驅除を要する兒童三百名の多きに及び本年度は毎月驅除日を設定して學校看護婦學校職員總掛りを以て徹底的に驅除を行ふこととし其の第一回を五月五日、六日兩日に施行せり

●椿東女子青年團五月の例會

五月二十五日午後二時より椿東校に於て五月の例會を行ふ、出席者三十三名左の行事を終り午後六時閉會せり

- 一、松陰神社洒掃二、椿東女子青年團々則決定に就て協議三、本年度行事表作製四、淺野副團長より九州各地に於ける臺所改善實際見學の報告を聴く

●萩商業學校生徒本籍別調

本年度五月末日現在當町立萩商業學校生徒の本籍別左の如し

本籍別	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	計
萩町	五九	五七	五五	五〇	四九	二七〇
阿武郡	一三	一六	一六	一一	八	六四
大津郡	一一	一一	七	九	三	四一
美禰郡	三	一	一	一	一	四
豐浦郡	二	一	一	二	一	七

厚狹郡	六	二	一	二	一	九
吉敷郡	二	二	一	二	一	五
佐波郡	一	一	一	一	一	五
都濃郡	一	二	一	一	一	六
熊毛郡	一	一	一	一	一	五
玖珂郡	一	一	一	一	一	五
大島郡	一	一	一	一	一	五
下關市	一	一	一	一	一	五
宇部市	一	一	一	一	一	五
山口市	一	一	一	一	一	五
島根縣	一	一	一	一	一	五
福岡縣	一	一	一	一	一	五
長崎縣	一	一	一	一	一	五
廣島縣	一	一	一	一	一	五
香川縣	一	一	一	一	一	五
兵庫縣	一	一	一	一	一	五
愛知縣	一	一	一	一	一	五
福井縣	一	一	一	一	一	五
新潟縣	一	一	一	一	一	五
京都府	一	一	一	一	一	五

合計 一〇八 九三 八六 八三 六三 四三三

●政治教育講習會

本縣主催政治教育講習會は五月十日より三日間左記の通開催せり

- 一、會場 萩町公會堂
- 一、講師 大日本聯合青年團理事法學士田澤義鋪氏

- 一、講習員 小學校、實業補習學校教員、青年訓練所指導員男女青年團指導者市町村吏員等五十五名
 - 一、講習員は何れも會場に宿泊し講師より諸般の行事に付直接の指導を受けたり
 - 一、會員外の聴講者は毎日五十名以上に達し内數名の婦人聴講者ありたり
- 因に講習の筆記は本號より逐次本月報に掲載の豫定なり

●萩町聯合男女青年團聯合總會

大正十五年五月三十日 聖上陛下東宮に在らせられし御御當町に行啓被遊兩團員共御親閱の光榮に浴したることを記念し併せて今後の發奮を圖る爲恒例に依り過る五月三十一日明倫小學校に於て萩町青年團同女子青年團聯合の下に第四回總會を開催せり青年團員百三十四名女子青年團員百十七名は午前八時校庭に集合記念式後全員に對し藤村團長の觀閲あり引續き青年團全員の分列式を行ひ後講堂に於て椿女子青年團霧口支部及山田青年團員來島巖君に對する表彰發表林萩町長市川大佐の祝辭、團員十名の意見發表を了り萩中學校教諭村岡徹介氏の「視覺による錯覺現象の科學的考察」なる講話あり正午閉會主客共に握り飯の晝食を喫し散會せり

●田澤義鋪氏の玉江浦視察

別項所載本縣主催に係る政治教育講習會講師として

來蒞したる大日本聯合青年團理事法學士田澤義鋪氏は五月十一日午後三時講演終了後玉江浦に於て藩政時代より傳統し今日に及べる大船頭組及青年作業所等特殊の施設に就き視察を爲すべく同地觀音院に於て柳漁業組合長、大田山田信用組合長、倉田白水小學校長其の他數氏よりは等の實狀を聴取し同院に參集したる一般男女青年團員等二百名餘の者に對し漁業者として同地に存續發達し來れる良風制度を失ふことなく以て時代に處するこそ今日の正しき道であるといふ意味の講話あり終りて前記諸氏の案内に依り作業所の實際を觀察し歸途大照院に參拜六時歸宿せり

◎各國競ふて軍事教育化

佛國は大童となり小國民の總動員を祖國愛の精神が國內に横溢

世界大戰後列強は同一歩調を以て國家主義的教化へと進んでゐる。就中戰敗國ドイツ、最も打撃の甚だししかつたフランス、ベルギー諸國における教育政

策の著しく帝國主義化されて來たことは主目に値すべく、イギリス、アメリカ、イタリアも民族的に色濃く祖國愛の精神が横溢してゐるが、このうち前記ドイツ、フランス、ベルギー諸國の教育政策の一斷面を記してみると、フランスの教育政策たるボンクール法によれば、戰爭が始まつたら國民は小學生全部に至るまで總動員すべしと命令されてをり、現に小學校すら軍事教育化してゐる。授業は何事にまで軍事と結びつけられ、即ち教材の多くは軍歌、戰時美談、巡洋艦數の加へ算、大砲の豆細工といつたもので成つてゐるし國民全體もそれに賛して熱心に小學生の軍教化に應援してゐる

國粹主義に硬化

白耳義の教育方針

ベルギー教育もまた著るしく國粹主義的に硬化して來た。同國の教育令なるものをみると「苟くも教員たるものは、學校の内外に於て兒童父兄の感情を害し、或は當局を難するの言動あるべからず。其他、吾國の現制を攻撃し、又は社會的道德的秩序のみだすが如き、主義行動に與みす

べからず」など、教員の政治的行動を完封してゐる。ドイツと同じく、學生に對する政府の宗教熱鼓吹は非常なものであるが、それよりも注意をひくのは、師範學校卒業生の就職難が甚だしいので生徒は年々宗教學校の方へと移つてゆくことだ。一九二七年の調査で見ると師範大學生徒が三千九百であるのに、宗教師範學校生徒は七千九百に上つてゐる

軍事と宗教で固めてゆく獨逸流

列強第一の産業合理化國失業國ドイツでは、教育豫備軍とも稱すべき失業教員が、恩給年齢に達せぬやうな若い教員のみで一萬五千人を越えてゐる。イギリスと等しく強度の教育合理化を勵行してをり特にプロシヤ地方に於ては六十人以上もせまい教室へつめ込んで、不十分な監督の下に授業せねばならぬ教室が數千に達して居る。科學本位のドイツのことであるからして、自然科學教授に關する設備は、世界でも二、三を競ふ位であるが、一方これに對比して著るしく觀取されるのは、年々熾烈化する軍事教育と聖書教育である特にドイツの教育に於て注意さるべ

きは、高等教育の充實に比して初等教育が等閑視されてゐることであるこれは日本と類似してゐる（アメリカに於ては夫れ程でもない）ただ日本と事情の違ふのは、日本では大戰の直接的洗禮を受けなかつたことや其他の事情から戰後高等教育をうける者は漸次増加しつゝあつたが、ドイツに於てはそれがばつたり停止してしまつたことである。ドイツ國家の教育支出は小學生一人當り一〇五マーク、中學生一人當り四四五マーク高等學校以上一人當り一七〇〇マークと發表されて居り如何に高等教育への偏頗が甚だしいかがこれでもわかる。帝政より共和政に移つたとき制定された共和主義憲法は、學校内へカトリック教（舊教）の侵入してゆくことを獎勵してゐる。即ち政府はワイマール協定によつて教會と國家學校と教會の間の緊密な連絡を規定し、小學校を宗派別に編成する事まで企畫した

●盲人が本を聽ける

科學ニユース

目下盲人が本を讀む手段として用ひられて居るは點字本であるが之に依る新發明が最近ドイツで漸く完成の域に到達せんとして居るこの新發明といふのは光を應用して音を出し盲人が之を聞いてその内容を知る装置である之はトキーフィルム側の在る波狀線が發聲装置を通じて音を發する原理と同じもので、之が發明者たるライプツヒのロバート・ナウンベルグ氏は印刷された本の各頁の上に現れた字を音聲に變へて表現する機械を作り上げた。この機械の核心をなすものは極めて細い光の線でその長さは字の上端から下端に届く程度のものである。

×

この光の線が各行の字を一つ一つ照しながら横に動くのであつて之が活字の黒い部分を照した時には光が反射しこの反射が感受性強き電池を通じて電流となり、之が交互に音響を發するのである、各文字は其の特徴ある部分が表はれよばよいので、例へば小文字の「エム」が照された場合には之を聞いて居る人には「エム」の三本の縦棒の間を通る時に斷續する音が聞ける譯である。「エッチ」の大文字の場合には二

本の縦棒と一本の横棒のあることが記録されねばならない

×

更に之を他の鍵盤に鍵結し此處で人の發聲と同じやうな音を出すやうにすることも近き將來に於て完成されるものと見られて居る。この音響はラウド・スピーカを通じて盲人の耳に達するやうにされる筈である

◎政治教育講話 (其の一)

講師 田澤義 鋪氏

政治教育の必要

善美なる政治を行はんが爲に、政治に關係する人々に對して、之に關する教育を行ふことの必要であるのは云ふまでもない事である。従つて、政治教育の必要は今初まつたことではなく、苟くも人類が文化創造の價値を自覺した社會に於ては、よくに識者によつて認められてゐる所である。かのギリシャのプラトーの所説や支那の孔孟の教は、今日の所謂政治

教育と見るべきものを多分に含んで居るのであつてかくの如き學問乃至教育の必要なことは古への時代に於ても疑なき所であつた。ことに最近まで孔孟の教を中心として東洋の教學は治國平天下で多くこの政治教育の學問に外ならなかつたと云つて差支がない。

是等の昔の時代に行はれた政治教育と、今日に於ける政治教育との異なる所は、其の對象とする人々の範圍の廣狹である。是等昔の專制時代に於ては、政治教育を受くるの必要あるものは、帝王と貴族と、そして官僚に限られてゐた。所謂王者の道であり、士大夫の學びであつたのである。是は專制政治當然の結果であるのであつて一般國民は政治上に意見を述ぶるの自由を興へられてゐなかつた。従つて政治教育の對象の範圍外であつた。然るに時勢は急速に進展して立憲政治が其の常態となつた。立憲政治は國民政治であり輿論政治である、國民の意見を基礎として政治が行はるのである。茲に於て專制政治下に於て、帝王と貴族と官僚とに對して必要であつた教育は立憲政治下に於ては一般國民に對して必要と

なつた。

專制政治に於ては、王者と官僚との聰明と仁愛とを前提として、政治の有して居る、社會的目的を達成することが出來た。同様に立憲政治に於ては、民衆の政治智識と政治道徳との向上を前提としてのみ政治の目的を達する事が出来る。專制政治に於ては少數の爲政者がある程度の聰明と仁愛とを有してゐれば相當の効果を擧げ得るが、立憲政治に於ては、全國民少くとも國民の多數が政治智識と政治道徳とに於て相當の高度を維持しなければ其の結果は無慘なものであらう。従つて立憲政治に於ては、その必要の結果として政治教育の必要を認めなければならぬ。

立憲政治發達の當然の結果は普通選舉に到達せねばならぬ、普通選舉行はるゝに至つて、初めて立憲政治はその意義の全部を發揮する事が出来る。従つて立憲政治となつて特にその必要を増大した政治教育は普通選舉の執行によつて更に其の必要を數倍したといつてよい。

政事教育の意義

然らば其の必要な政治教育は立憲政治に於ては如何なる名のもとに行はれたかといふに是に公民教育といふ名目の下に行はれた。政治教育といふ語は可なり古くから使はれてゐる。従つて新しい政治教育と今迄用ひ來つた公民教育と、如何なる關係にあるか何處が違ふのかと云ふに、判然と分類する事は困難である。といふのは公民教育といひ、政治教育といふも、何れも學者の研究の結果學問上の分類の名稱でなくて、實際の必要から自然に用ひられた言葉であるのである。然し困難ながら兩者の關係を一通り考へて置くことが、政治教育の意義を明瞭ならしむる事に於て必要である。

公民教育といふのは我が國に於ては、こゝ二十年ばかり長くても二十四五年このかた使はれてゐる言葉であつて政治教育は新しくはないが餘り古いとは云へない。而してこの公民教育は中央の文部當局とか、教育會の權威者とかの主張によつて、世に行はれたといふより、寧ろ地方行政に當つてゐる少壯官吏や、地方の教育家や篤志家等によつて主張され、實行されたのであつた。その當時我國の地方行

政の精神方面を代表してゐた「地方改良」とか「自治の振興」とかの手段として、公民教育の必要が力説されたのである。而して其の後國政の上に政黨が勢を得て來るに従つて立憲政治の訓練といふ事が政治家や學者によつて、主張せらるゝに至り、之が公民教育の一つの流れを作つたのである。今日の所謂政治教育といふのであらう。是等の沿革から云へば公民教育とは一面に於ては自治制度の完備を圖るが爲に地方公共團體の振興を期する教育であると共に一面に於ては、立憲政治有終の美をなすが爲の教育であるといつてよからう。

今幾分理論的に公民教育に定義を下して見ると、公民教育とは、人の公的生活に關する智識の教養であるといふ得るであらう。公的生活とは國家社會の組織分子としての生活である。而して政治は社會の統制運營である。國家社會の組織分子として必要な智識と道徳とは、この國家社會の統制運營に關するものであるに相違ない。従つて公民教育の重要な部分は政治教育と同一なりといふ事が出來やう。さて公民教育といふときは、補習學校や、其の他

の學生、又は青年に對する教育を云ひ、政治教育といふときは社會教育として實際教育に直接交渉を持つてゐる。社會人に對する教育を指すものとする者もあるが是は知らずくの間一般に用ひられるやうに思はれる。勿論理論から云へば學校教育としても、政治教育と云つてならない譯は少しもない。併し學校に於ては多年公民教育として、云ひなれて來てゐるので、強て今これを政治教育に改めねばならぬ程の理由もない。

従つて此の點はこの用例に従ふのが便利であるが學校以外の社會教育は、總て政治教育といつて、公民教育といはぬ方がいゝかと云ふと、是はごうでもよいやうに思ふ。

今迄公民教育の名の下に村民を集めて、豫算を説明したり、事業を説明したりしてゐたのを、急に政治教育と改めなければならぬこともなからう、私は寧ろ政治教育を主張する意氣込を重んじて、現在の政治の悪弊を除去し之を革新せんとする動機を持つた教育的努力に對して政治教育の語を用ひる用例によるのが、通俗的ながらも幾分の意義があると考ふ

そこで問題は公民教育なるものか、もつと自覺せねばならぬことである。それは從來の公民教育は政治的教育もするが政治的情操意氣の發揚方面の教育に缺け、又政黨智識の授與を考慮に於て居ない。即ち空疎の政治教育にて血肉の滴る政治教育をしない。よつて此の缺陷を補ふべく教育すれば政治教育は充分出來る。而して政治教育は非常な廣汎な問題で總ての方面に互つて居るが、其の中心問題たる立憲政治とは如何なるものか、立憲政治の精神と其の運用。地方自治と其の運用について述べんとするものである。

政治とは何ぞ

これ位わかつた様でわからぬものは珍しい。通俗一般に政治といふ時は、ぼんやりと國權の作用と云ふやうな事を意味してゐるやうにも思はれる。國を治むるとか一國の政治とか言ふ時の政治は、多くこの意味であるやうである。併し又それは政治問題だから、我々の關係する事ではない、と言つたり、政治問題に觸れてはいけないと云つたりする時、政治は何だか悪いもので、もあるかの様に聞へる。かう

いふ場合には權勢の爭奪、即ち政争が政治ではないかと疑はれる。こんな風に通俗的にも色々な意味に用ひられてゐるが、學者の意見としても其の解釋が却々一定しない。政治の定義は政治學者の數だけあるといつてもよい位である。併し流石に學者だけに其の言ひ表し方がいろ／＼六ヶしいのでその言ひ現はさんとしてゐる實體が何であるかは略ぼ一致してゐるといつてよからう。只政治が國家といふ社會にのみ現象であるが其の他の社會にも現はるゝ現象と考ふべきかの點と、今一つは多くの學者が政治に理想を認むるに對して、一部の學者が、その唯物史觀的立場から、之を否認しやうとしてゐる點が根本問題として争はれてゐるのであつて、其の他の事項については、結局表現の問題である。

而して多くの學者は「政治とは共同生活の向上の爲にする、団体意思の構成及び其の運用に關する一切の行動である」と定義して居る。是は實に政治の急所を捉へた定義である。個人單位の生活や數人合意の生活は、何れも公的生活でないので、公的生活の範圍外である。個人的に自由である生活は總て政治

治でなくて、個人的には窮屈ではあるが團體の利益の爲であるから從ねばならぬ。生活範圍こそ公的生活の範圍であり、政治の範圍である。従つて政治をして、より多くこの目的を達せしむる爲の教育が政治教育であらねばならぬ。より多く其の目的を達し得る政治は即ちより良き政治である。所謂善政である。茲に於て政治教育の定義をあげる事が出来る。即ち政治教育とは、より良き政治の行はるゝに適當せる社會状態を導き出すことである。

更に政治を今少し分析的に説明すれば政治の目的と手段とを話さなければならぬ。第一に政治の目的であるがこれは人類共同生活の向上にありと言ふのである。

苟くも人類の行動であつて文化的價値を認めらるゝものであるならば、獨り政治に限らず、盡く其の目的を有して居るものと言はねばならぬ。一人人類生活の最後の目標はその共同生活の向上にある。他の言葉で言へば永遠の理想の追求であり、文化の無限の進展である。政治も亦この根本の問題を遂行する手段として、行ふ人類の行爲に外ならぬ。

而して人類共同生活の向上が政治の目的であるが人類共同生活の範圍を考慮せねばならぬ。近時政治が國家以外の社會に行はるゝか否かは政治學上の一論點であつて、學者はそれ／＼二派に分れてゐる新しい學者の多數の所説は政治は獨り國家に限らずその以外の社會にも行はるゝと解するものである。蓋し政治の社會現象としての特色は、政治が其の社會團體に於て統制運營の作用を現はす點である。而して統制といひ運營と云ふのは、少し分折して説明すれば其の社會團體の中に機關を作りその作用によつて團體の意思を決定し、その意思に基いて、その社會團體を指導し經營して行く事に外ならぬ。之れ私が団体意思の構成及び其の運用といつた所以である。斯の如き現象は獨り國家に限らず、共同生活の各種の様態である色々な社會に行はるゝ共通な現象であるといはなければならぬ。従つて性質論として見る時は政治は獨り國家に限らず廣く其の他の社會に行はるゝといふべきである。例へば國際社會に於ける國際聯盟の名稱の活動の如きは國際社會に於ける政治といはねばならぬし、府縣市町村等の自治團

体の活動は云ふまでもなく政治と見なければならぬ。

斯くの如く私は多くの學者と共に政治を廣義に論ずる場合に最も重要なものは、國家に行はるゝ政治であることと論を俟たない。従つて國家に行はるゝ政治が個人にとつて最も密接な關係を有し、重大な影響を及ぼすことも又當然のことであらう。かくの如く實際的には政治と言へば國家の政治と考へて差支ないのである。

政治には理想もあり理論も存するが、之にばかり拘泥してはならぬ。政治の理想を説き道徳化を主張して國家を否認する無政府主義や共產主義等あり。而して是等の主義者の唱へてゐるやうに、國家なくして人類は生活し得るものだらうか。現にソビエツト聯邦の如き之を實現せんとした。而して事實出來ないので暴君以上の暴力によりて、獨斷政治をなしてゐる。吾人は団体全部の利益の爲には、團體の拘束力により、統制せざるを得ない。尙又この反對に政治は社會の支配力を握らんとする社會勢力の闘争

なりと考へ、人間の欲望は無限である。併し現實界は有限である、そこに人間の闘争を生ずこれを政治だと考ふる唯物史觀の學者が居る。而して是等の無政府主義の考や唯物史觀流の考には極く一面の眞理は存在するが、政治の正しい目的からされてゐる政治はさうしても人間終局の目的たる、人類共同生活の永遠の向上に行はるゝものでなければならぬ。

次に政治の手段は何であるか、政治は如何にして共同生活の向上を計らんとするのであるが、この點を私は團體意思の構成及び其の運用といつたのである。政治の行はるゝ社會に於て其の社會が自己の社會を統制し運営して行くが爲には、其の社會内の個人々々の意見の外に其の社會内の人々が従はねばならぬ。團體の意見といふものを定めねばならぬ。例へば國家の法律は國家の團體意思である。豫算も裁判所の判決も總て國家の團體意思と解せねばならぬ。かくの如き團體意思を構成する總ての過程に於ける人々一切の行動は皆政治である。尙又形式的の場合のみならず、かう云ふ事業の經費を豫算に計上せしめたいといふやうな輿論を作らうとする努力の

如きも總て團體意思構成の過程に表はるゝ行爲であるが爲に疑ひもなく政治行動である。尙其の運用についても同様で、法律の施行、豫算の執行外交の談判など一度定つた團體の意思を實行しやうとすることに關する一切の行動は總て政治である。

今までの政治は一部の政權政治家達の爭奪であつて國民の實生活とは没交渉であつた。従つて多數の國民は何れの黨派が内閣を作らうと、自分達には關係のない事として、少しも頓着しなかつた。しかし政治はそんなものであつてはならない。國民の實生活を如何にして改善するか、政治の仕事である。

従つて一般國民は一部の職業政治家にのみ委かしておかないで自分自身自分達の生活を改善する爲に政治を行はなければならぬ。百姓をしながら皆に願ひをする奉仕的協力的な政治でなければならぬ。

婦人公民權の問題

婦人公民權の問題は數年前より提出された。政府もこの主義には賛意を表してゐる。抑々此の問題の誕生地は佛國である。フランスの婦人達は、かう叫んだ婦人も男子と同様に死刑に處せられる、それに

婦人にだけ參政權を與へぬといふ論は成立せぬとて亂暴し遂に參政權を得た、之が英國に傳つて英國の婦人達が騒ぎ出し議會の席上にピール壘を投げなどして盛んに參政運動を起し後、歐洲大戰に際し婦人自ら女軍を組織し、其の他いろ／＼國家の爲に働いたので遂に參政權が與へられた。獨逸では婦人に參政權を與へた爲に共産黨を喰ひ止めることが出来たそれは婦人は一般に保守的であるからである。

日本に於ては進歩黨は盛んに婦人に參政權を與へよといふが、之には相當の理由がある。之を明かにするには婦人と政治との關係を吟味して見ねばならぬ。さて市町村の政治の過半は學校教育である。その學校教育に最も關係深きは母である。次に衛生も市町村政治の主要なる位置を占めてゐる。之にも主に婦人が關係してゐる。更に消費經濟の大部分は婦人の手で行はれてゐるが之も市町村政治の主要なる一面面である。其の他尙多くの政治に關係せる問題が婦人の手でなされてゐる。然らば婦人に參政權は當然與へられるべきであらうが然し現代の日本の状態では少し早計ではあるまいか、こゝ數年待つ中に

政治教育も普及して政治思潮も向上して來るであらう。其の時こそ婦人達に公民權を與ふべき好機であらう。

●松陰先生と萩

(一)

◎東京市瀧野川町に本社大阪市及廣島市に支社を有する渾沌社の機關雜誌昭和五年五月號の記事轉載

松陰先生の存在が史蹟としての萩のもつ全體的意義ではないが恐らく松陰先生を視點として萩を訪れることが最も包括的でもあり、又最も感銘的でもあらう。史蹟としての萩のもてる特色は古きものがありしまゝに保存せられてあることである。けば／＼しい粉飾がないから俗化してゐない。さゝやかな記念物までよく調査され保護されてゐるからあり日の面影が今もなほ髣髴せしめられる。あの幕末の混沌たる時代を背景としてまさに生れ出でようとする若き日本が青年教育者吉田松陰に焦点して、又それ

を起した過去と、それが起した明治時代とが内面的な聯關に於て、風光明眉な萩といふ土地に鮮明に刻印されてゐる。従つてこの土地を訪れるものは必ず土地そのものが呼吸してゐる靈氣に觸發せられて大きな感激に浸される。私は今まで幾十人の教育者をこゝに紹介して來たが、その人々からこの事實を告白せられてゐる。單なる好奇心から萩を訪れて圖らずも松陰先生の靈に魅せられ憑かれ教育精神の根本を暗示されて自らの道を示されたさういふ人ばれる人が多い。もとよりさうした暗示を受ける人には、豫めそれだけの準備が暗黙の間になされてなくてはならぬ。新方法學校の參觀に疲れた人、外來の新思潮送迎にあたら歲月を空費した人、自らの教育生活の空虚であることに氣附いた人、さういふ人が最後に訪れるべき聖地の一つとして萩は推薦せらるべき土地である。又逆に何等の先有觀念なき純なる人の魂に終局の道をはつきりと豫示する土地としても萩は若き教育者に訪れらるべきである。私は前後八回主として松陰研究の目的を以て萩を訪れた。そして萩に行けば教育者としての私の生活の荒みと澁みとは

柔らげ生々させられ謂はゞ反省と復活とへの一つの機會をあたへられるやうに思ふ。疲れたる者を醫し惱める者に力を與へるといふ意味に於て一つの聖地である。

雜誌渾沌は夫々人を得て順次日本教育史蹟を紹介しようとする。私は自らすすんでこの萩に就いてかく。旅行に關聯すべき他のことは後にまわして先づ松陰先生を中心として史蹟を巡回しよう。

◎松陰神社

神社は萩の東郊にある。驛前本通を稅務署前から右折すると松本行の道路がある。長門峽の下流に架けられた松本橋から向つて右の對岸に品川彌二郎の邸宅がある。「日孜品川臨事不驚、少年中稀觀男子」と松陰先生に愛せられた門下生、あの有名な「死生の悟」について巨彈を投げつけられた門下生である。橋を渡ると一丁ばかりして左側に金子といふ染物屋がある。松陰先生と米艦に乗込まうとした金子重輔の子孫の人が住んでゐる家である。重輔については嘗て本誌に私が研究したことを書いたことがある。就いて参照せられたい。鐵道の踏切をすぎると

もうすぐ神社の鳥居が見える。この附近に松陰先生の門弟であつた勤王の畫師松浦松洞の生地がある。あの最後の江戸檻送のときこの門弟が描いた肖像が松陰先生の自贊と共に今日残つてゐる。その一幅は寶物庫にも藏せられてゐる。なほ鳥居をくぐるより前にも一つのことを附け加へよう。それは鳥居前の厚東といふ煙草店で松陰先生の眞蹟石版刷を賣つてゐることである。松下村塾記、士規七則、肖像自贊留魂録等二十種近いものがある筈である。

さていよいよ神社の大前に額づく。まことに簡素な神社ではある。けれどもこゝに鎮ります神に於て最も純なる人間の聖業を仰ぐことが出来る。その三十年の生涯は國民的自覺への一すぢの道であり、讀書幾千卷、交遊千幾百人、論策直諫、牢獲幽囚、まことに王臣の蹇々躬のゆわにあらず。或は交遊に獄舎に、村塾に書簡に尊王の大義を唱へ、修己治人の活學問をすゝめ時務を論ずるや懇切周到熱烈にして自らの精神の實現を歿後に期するところ、その教育的精神の白光は燦として宇内を照らす。この神社は明治四十年創立された。安政六年十月廿日書き置か

れた書簡の終に「私首は江戸に葬り家察には私平生用候硯と去年十月六日呈上仕候書とを神主と被成候様奉願候云々」とあるによつて、母上が自宅の土藏に祀られた「上家大人玉叔父家大兄書」と愛用十年の硯がそのまゝに神體となつたのである。だから神殿は今もその土藏の形がのこされてゐる。

神社の前に松下村塾生が先生と一緒に米を搗いた唐臼がある。これはもと杉家の格子内にあつたのをこゝに移したもので、久坂玄瑞宛書簡の一節に「米舂は大に妙を得、大抵兩三人同じく上り會讀しながら之を舂ぎ、史記など二十四五葉讀む間に米精げ畢る亦一快なり。」とある。天井裏から下げられた書架、身長短くして書架に目のとゝかぬ者のために先生自らが鋸を加へて踏段を高くせられたといふ木片、今なほありしまゝである。

寶物庫にあるものは一々手にとつて見るには特別の手續を豫めしなくてはならぬが、硝子戸越しに見ることはいつでも許される。先生の著述、朱の加へられた書物、手澤本などが主である。いまその一々について説明することは出来ないがたゞ留魂録だけは

特に注意して置きたい。安政六年十月廿五日から六日にかけてかゝれたもので「身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも留め置かまし大和魂」とかき出されてゐる。これが今神社に珍藏されるまでには松陰先生の人格を反映させるゆかしい挿話があるのであるがそれはこゝに省畧する。なほ先生の遺著中世に出ぬものゝ寫本が縣立萩圖書館に備へ付けてあるから、ついで見られんことをおすゝめする。

◎松 下 村 塾

神社の境内にある、小さい貧弱な建物である。疊の數で十八疊半、何人もこれが幕末維新の志士偉人を輩出させ伊藤博文をして「如今廟堂棟梁器、多松門是受教人」と詠せしめた松下村塾かと驚く。もと先生の生家杉の納屋とかであつたのを修理して八疊一室を得、更に塾生が増したので廢家を求め増築して十疊半を得たのである。その増築のときである。品川彌二郎が壁土を上からうけとるとき誤つて先生の顔にベツトリと落したので大いに恐縮したが、先生は泥まみれのまゝ微笑んで居られたといふのは。先生は安政三年七月幽囚中特に藩の許しを得て山鹿

流の兵學を子弟に教授せらるゝことになつた。そしてはじめはこゝの八疊一間をその塾舎に充てられたのである。松下村塾といふ名はこれより前既に先生の叔父であり恩師である玉木文之進翁の塾に用ゐられてゐたが、その頃中絶してゐたのを先生が襲はれたのである。それから安政五十一月廿九日再び杉家に嚴囚せられるまで、約二箇年半の教育がこゝで行はれたことになる。塾の教育方針や教育の實際については私もなほ斷片的なことを語り得るに過ぎないし、且つ紙數にも限りあることであるから省畧する。恐らく社務所で頒布されるであらうと思ふが天野御民氏の「松下村塾零話」や社掌高田氏の説明を藉られるならこの方面のこゝの幾分が明かになるであらう。吾人も亦稿を新にしてこの方面のみをや、詳細に書いて見たいと思ふ。ただ簡潔に塾の精神をいへば「松下陋村なり」と雖も誓つて神國の幹とならん」と先生の文にあるのに盡きて居るだらう。現存してゐる建物はほとんど昔のまゝである。一つの机がある。極めて粗末なものであつて、その表面はひどく荒らされてゐる。議論激越慷慨奮激の除

り先生が鐵製の字つきで叩かれた爲であると傳へてゐる。柱が所々刀によつて削りこられてゐる。安政四年十二月先生野山嶽に投せらるるとき、門弟が絶望と悲憤を刀にきりこんだものと傳へられてゐる。但しこの刀痕と机についての傳説は未だ十分に眞實だと保證は出来ない天井裏の見ゆる所がある。先生は心の落着かぬときはこゝに上つて端座し、白刃を凝視して默念靜思せられた。これは有名な妹に與ふる手紙の宛主手代、後の兒玉芳子刀目の直話であるといふ。塾のすぐ前の柿の木がある。先生の母瀧子刀自が塾生を愛して居られた一つの記念である。塾に始業終業の時間はなく、或者は先生と共にこゝに自炊生活を營んでゐたのである。塾では記誦詞章や兵學談義などに重きは置かれず、經書の眞髓、吏論時局對策などを練つたやうである。時には討論慷慨思はず夜の更くるを忘れることもあつた。そんなとき温い番茶や炒豆などを運んで塾生をもてなされるのは母上であつた。塾の傍には蜜柑と柿の木があつた。祖先にその初穂を供へられる母上は次々に熟してゆく蜜柑や柿を塾生に分ち與へられた。その蜜

柑の木は今は見當らない。柿の木も老ひて居る。嘗て梅田雲濱が萩に來たとき先生と會見し、「松下村塾」と横書きにしたといふ額は今日見當らない。

◎幽 囚 の 宅

塾を出て十歩もゆけば幽囚の宅である。室は先生の生家杉家の一室である。先生が叔父大助の歿後兵學師範吉田家の後嗣となられたのはまだ六歳のときであつたが、その後も引續き杉家に起居された。安政元年ベルリの軍艦に上らんとして成らず、後萩野山嶽に投せられ、翌年十二月十五日杉家に銅せられ三疊ばかりの一室に鳳翼をおさめて謹慎これつとめ、専ら讀書と思索に没頭し又著述もなされた。安政三年正月「題幽室壁」としてある文の中に「飯に赴き廁に上るに非ざれば、敢て跣歩を移さず。一二親戚の外、舊交密友一切謝絶し敢て半面を接せず書信の往復乃至叙詩は論するなく敢て人のために一字をも書かず」とある。そして獄中ならば司獄の默認する限りに於て自由の振舞もよいが、家庭にあつては恩愛がかへつて義をおほひ易いから特に慎しまねばならぬとつけ加へてある。

而も「講孟割記」によつて見れば先生が獄中で囚人に講じた孟子の續講はこの幽囚の宅で、先生の家族や親族の前に於てなされてゐる。そのうち私かに就いて學ぶものもあるやうになつたらしい。かくてこゝに約七箇月が流れて遂に松下村塾がひらかれたのである。後又塾の閉鎖を命ぜられて（安政五年十一月廿九日）この一室に嚴囚さるゝと凡そ一箇月。實に幽囚前後二回、この一室に於ける先生の思果して如何。幽囚の室は方丈、東窓南戸、北に先靈の位を設け、木がくれに城山をのぞむ。先生は常に東にむかつて座し、右には「三餘讀書」左には「七生滅賊」の各四字をかゝげ、日夜優悠こゝに過して居られた。父百合之助翁は先生の正義を信じその艱難に同情し激勵これつとめ、母瀧子の方よく萬斛の涙をつゝんでこの不遇の偉才を抱き、兄梅太郎亦その大義を傾聴し幽囚在獄中の一切に周旋慰問の至極を致す。弟妹幼けれども兄に對する尊敬と友愛殆んど全きを示してゐる。安政の大獄に召されて江戸に發するとき先生訣別の詩に於て「斯行獨識慰嚴君」と歌つて居られるが、この言を享くる父を通して杉家

全體の先生に對する心持を窺ひ、幽囚の宅にみながら人間の恩愛と國民の大義との大調和を感ずる。小塚原にて處刑の時、先生の兩親は先生の妹君等の熱病を看護して疲勞のあまりうたゝねをして居られたが、その夢枕に微笑を含んで先生は立たれたといふ「親思ふ心にまさる親心」と感ずる痛切な子心の感應である。父百合之助翁は遺書を披いて「嗟吁兒一死君國に報いたり。眞に其の平生に負かず」といはれた。うす暗くたてこめられた幽囚の室、その壁こゝの唐紙からありし昔、團欒の人々の聲がひびき出づるを感ずる。

◎ 誕 生 地

神社の境内を出て護國山下團子巖の誕生地にむかふ。途中松陰門下の逸足、吉田稔磨の邸宅の前をよぎる。彼は寺田屋騒動のとき近藤勇の一隊に暗殺せられた。更に町餘にして伊藤博文の舊宅がある。足輕の子として忍苦の生活を營んだ少年期を記念すべき建物であり、幾つかの逸話がこゝにのこされてゐる。こゝからゆるやかな上り道を三町ばかりもゆくと玉木文之進翁の舊宅がある。松陰先生には叔父に

あたり、又師である。嚴正儉素剛直はその性格であり、自ら朱子學を奉じたが實踐躬行と國體闡明に力をつくせる點に於て世上の腐儒と其の態度を全く異にした。松陰先生乃木將軍がその門下であつたことも偶然ではない。玉木翁が激怒して松陰先生を室外になげ出されたといふ畠には桃李の花が美しく咲きみだれてゐた。

こゝから道をやゝ急な坂道にとつて上る。三町あまりにして誕生地に至る。何よりも先づそこから萩全町を見下し、遠く日本海の波濤をのぞむ風光の雄大さに壓せられる。今は建物はないが、記念碑が建てられ、産湯の井がのこつてゐる。文化年間萩の大火に追はれて杉家は定住なく、文化八年に至つてこの片田舎に居を卜し、僅か十八疊敷の矮屋に住ひ、微碌の士であるから農耕をしながら生計を立てたものである。百合之助氏は新婚間もなき妻瀧子と力行辛酸をなめつくして一家を經營したが、而も常に讀書を忘れず田圃の中に働きながら朗々として書を誦した。先生及び長男梅太郎氏の如き四書五經の素讀は殆んど耕稼の間に教へられたといふ。或は文政

十年の詔、神國由來、忠孝節義を詠じた詩など勞働の中に又その餘暇に授けられた。先生は護國山に薪をとりに行かるゝときも書を携へ、夏日稻の除草を手傳はるゝときも田のほりに書物を持ちゆき休憩の寸時をも惜まれた。その山は今も茂つてゐる。その書物を置かれた巖の一つはすぐ下の田にのこつてゐるこの誕生地には先生五歳まで住ひ、それから現に幽囚の宅として保存されたところに移られた。併し農耕は依然としてつゞけられたものである。先生の書簡の一つであつたか、杉家のすぐれてよき家風を五つばかりあげて居られた中に一家協力して勞働をするといふことがあつたやうに記憶する。

なほこゝに一つの逸話を記さう。先生遺愛の椎樹についてである。今は老ひて支柱の上につかつて生きてゐるが、その昔はもつとよく繁つてゐたらしい。秋になると先生の妹芳子の方は先生とか兄梅太郎氏とかよくこの椎の實拾ひにつれたつて來られた芳子の方の追懷談によれば「梅兄さんで行つたときはわけて下さい」といつてよくせがんだ。寅兄さんと行つたときは兄さんの拾つた殆んど全部を下さ

るから、こちらからすすんでせがむのが恥しかつた」といふのである。

産 業

◎ブラジル國移民に就て

伯國移民に付最近新聞紙上に於て無實の逆宣傳を爲し移住志望者の意氣を阻喪せしめたるものあるに依り斯る誤解なき様本縣海外移住組合より左の参考書を添へ周知方萩町長へ宛申來れり

中島領事より外務大臣宛電報

松永及小田は未だ當地の事情に通せず其の歸朝談なるものは全然事實無根なり珈琲恐慌後に於ける本邦移民の收支状態に付ては特別の注意と調査を繼續し居り目下の處收入狀況比較的良好にして何等心配を要せず疾病其の他不適労働者に非ざる限り生計に困窮するが如きこと絶対に無し

◎國産品輸入品對比展覽會

本縣及萩町商工會聯合主催の國産品、輸入品對比展覽會は五月廿五日より二十七日まで三日間明倫小學校講堂に開催、出品物中には長くも 天皇陛下御料の國産品四十八點、皇后陛下御料の同上五十六點、照宮殿下御料の同上六點を始めとし全國的の代表とも言ふべき染織品四十二點、化學品三十五點飲食品十三點雜工品二十八點の外縣内商工業者の出品等多數あり何れも國産品と輸入品との比較對照を便ならしむる趣向となり且連日の好天氣に惠まれ各學校生徒兒童各種團體一般地方民等無慮二萬五千人以上の入場者あり五月二十七日午後五時閉場したり尙五月廿五、六兩日午後七時半より町公會堂に於て國産品愛用活動寫眞を映寫し兩夜とも多數の觀覽者あり、又萩町商工會主催の萩物産即賣會は明倫校講堂に於ける國産品愛用の展覽會々期中同校内の敬身堂に之を設け豫想外の盛況を極めたり

◎夏蜜柑立本品評會受賞者

昭和四年三月施行に係る本町夏蜜柑立本品評會出品者中受賞者左の如し

賞 別	氏 名
一 等 賞	萩 東 區 岡 辰次郎
同	同 同 佐 伯 常藏
同	同 同 藤 野 萬吉
二 等 賞	同 同 藤 田 治三郎
同	同 同 大 谷 福藏
同	同 同 小 野 村 市作
同	同 同 山 本 七郎
三 等 賞	同 同 柴 田 忠七
同	同 同 有 田 爲吉
同	同 同 萩 田 清一
同	同 同 石 津 彦之進
同	同 同 藤 田 清一
同	同 同 來 島 谷藏
同	同 同 岡 熊 吉
同	同 同 岡 彌太郎
四 等 賞	同 同 山 本 幾一

賞 別	氏 名
四 等 賞	萩 東 區 中 原 千穂
同	同 同 伊 藤 清行
同	同 同 赤 木 末吉
同	同 同 伊 藤 友吉
同	同 同 西 山 和一
同	同 同 坪 倉 金次郎
同	同 同 宇 佐 川 久雄
同	同 同 田 中 市熊
同	同 同 佐 伯 宇槌
同	同 同 上 田 卯吉
同	同 同 萩 區 竹 内 七藏

◎夏蜜柑改良講演會開催

五月十五日萩夏蜜柑立本品評會衰狀授與式舉行の爲縣農林技師佐伯宇一郎氏來萩せられたるを機會に翌十六日萩町公會堂に於て夏蜜柑改良講演會を開催午前十時より午後五時迄長時間に渉り主として栽培上の改良即ち剪定、施肥、中耕、病虫害の豫防等に就て講演せられたり聽講者數は約五十名の少數なりし

も何れも熱心なる當業者にして其の益する處甚大なるものあるを認めたり

◎町立工業傳習所五月中の状況

- 一、山口縣特産品展覽會即賣會出品
- 出品點數四十七點價格金壹百壹圓參拾錢
- 一、臨時傳習生原川壽は三ヶ月間の講習を了し退所せり
- 一、五月二十五日より二十七日まで三日間國産品輸入品對比展覽會に併せ傳習生製作品の即賣會開催賣上金五拾八圓拾五錢點數百四拾九點
- 一、五月中製産高金壹百貳拾六圓四錢點數參百貳拾貳點
- 同賣却高金八拾六圓參拾參錢點數貳百四拾壹點
- 同收入現金九拾九圓八拾錢點數參百壹點
- 一、特別傳習生製作品歩合支拂高金參拾九圓拾錢
- 一、傳習生手當支拂高金貳拾壹圓參圓宛七名分

◎農業調査關係者に對し感謝狀交付

昭和四年九月施行の農業調査に従事したる左記の者に對し内閣統計局長より感謝狀を交付せらる

林 勇輔	荒地 三郎	藤野 萬吉
佐藤 一熊	伊藤 清行	岩崎 國光
伊藤 辰三	中村 稔藏	西山 和一
小野村音吉	藤田 貞一	原 榮作
田中 清作	山縣 卯助	江山吉五郎
中村 正一	阿島 要一	堀上 彌一
田中 一熊	黒原 義季	鈴川 喜重
岡 彌太郎	小田 岩一	岩本 治定
池内 壽一	林 市藏	中島 秀雄
藤井 頼三	時山 帳藏	岩武 滋義
竹内 剛介	成澤 廣	大谷 穂太
岡田 幸槌	平川 直景	溝部 勝利

◎萩町春蠶の状況

昭和五年春季掃立枚數は五百六十五枚にして四月三十日及五月一日の兩日に掃立を了はり萩支部山田支部の二組合は各教師一名を備入れて稚蠶共同飼育を行ひ他の支部は最寄飼育として何れも三齡一日目に之を分配せり就中山田支部及萩支部は經過著しく良好にして五月三十日より上簇を始むるに至れり飼育別より視るときは二百二十五戸の内全芽育一八〇戸條桑育三〇戸散土育二戸在來育一三戸にして補温に在りては稚蠶期に於ける天然の氣候高温なりし爲特殊の設備を要せず少量の炭火又は煉炭に依れるもの多く埋薪法等に依るもの極めて稀なり

金七百五拾圓也

萩特産物移出組合

◎五月中萩港輸出入貨物

品名	輸 出	輸 入	萩税關支署調
夏蜜柑	七五	三、三四三	仕向地 關 東 州
罐詰	一	一〇〇	同
澤庵	四	二一七	同
杉丸太	二二八	三、八九八	同
竹 筵	二	一二一	同
合 計	三一〇	七、六七九	

輸入なし

◎一月以降累計

輸出噸量八二六噸同上價格一九、四七四圓
 輸入噸量五五噸同上價格二、四五七圓合計八八一噸價格二一、九三一圓

◎町費補助金

産業を増進奨勵する爲昭和五年度町費を以て左記の通補助金交付の旨發令せり

- 金貳千貳百圓也 萩 町 農 會
- 金壹千圓也 萩 商 工 會
- 金貳千五百圓也 島谷汽船株式會社

●町立萩魚市場賣買取扱高

區分	昭和五年五月分	年度内累計
萩魚市場	五、七五〇、〇〇〇	一、二五、六四〇、〇〇〇
越夕濱出張所	一九、六七五、〇〇〇	三、四、三九〇、〇〇〇
玉江出張所	二、二五〇、〇〇〇	二〇、〇一八、〇〇〇
計	八六、五八〇、〇〇〇	一、七九、九七二、〇〇〇

●五月中の氣象

氣温平均	最高氣温	最低氣温	雨雪量
二〇度八八	二二度四六	一二度四六	七七糎

●五月中風向觀測

北北東	東南	南南西	西	北西	靜穩	最多方向
二	一	一	三	一	四	七南東

●五月中天氣類別日數

種別	快晴	晴	曇	雪	霰	雹	霜	濃霧	雷	地震	暴風	最高	最低
日數	一〇	四	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

●船員職業紹介所

熊本遞信局海事部より昭和五年五月一日現在に於ける船員職業紹介所に付左記の通達ありたり

名	稱	所在の場所	經營者の氏名及名稱
---	---	-------	-----------

東京船員職業紹介所	東京市芝區南濱町一	海事協同會
横濱船員職業紹介所	横濱市海岸通四ノ一九	同
名古屋船員職業紹介所	名古屋市南區港本町二ノ五	同
伏木船員職業紹介所	富山縣伏木町添町六	同
大阪船員職業紹介所	大阪府湊區二條通三ノ三〇	同
同川口事務所	大阪市立海員ホーム構内	同
神戸船員職業紹介所	大阪市西區本通三二四二	同
無料紹介所	神戸市京町八一	同

同兵庫事務所	神戸市兵庫東出町一ノ九五	同
門司船員職業紹介所	門司市外濱町二ノ三一〇二	同
若松船員職業紹介所	若松市一ノ三九	同
下關船員職業紹介所	下關市觀音崎町二九	同
戸畑船員職業紹介所	戸畑市築地町一ノ開ノ九	同
長崎船員職業紹介所	長崎市船元町五ノ一六	同
三池船員職業紹介所	長門ビル第三號室	同
無料紹介所	大牟田市大字三里一〇八六ノ一	同
函館船員職業紹介所	函館市東濱町五	同
小樽船員職業紹介所	小樽市色内町六ノ三三	同
室蘭船員職業紹介所	室蘭市海岸町鐵道用地	同
同日本海員掖濟會	四日市市稻葉町	日本海員掖濟會
長崎帆船組合	長崎市浪平町七	長崎帆船組合

保科 基	清水市清水受新田八四	
根布 善藏	新潟市緑町三四三七	
名古屋遞信局管内(二人)		
小高市太郎	福井縣敦賀郡敦賀町大湊一五三	
寺中佐太郎	石川縣石川郡金石町字重膽寺町二三	
廣島遞信局管内(十三人)		
角野 マサ	廣島市宇品町三二八ノ七	
中部伊太郎	廣島市宇品町三二八ノ四九	
森川 品次	廣島縣豊田町木ノ江町二二六	
佐々木隆雄	廣島縣豊田町木ノ江町五一五二	
藤原音五郎	同縣同郡同町二三九	
船木 市松	同縣同郡同町一四九ノ九	
森保 善吉	同縣同郡幸崎町大字能地三五〇六	
杉原 定一	同縣同郡同町大字同三四四五	
筑後茂四郎	同縣同郡田野浦村四二七番屋敷	
松浦 十吉	同縣同郡東野村一五一六	
寶崎セキノ	同縣同郡同村一六〇七ノ一〇	
渡邊 吉助	同縣御調郡土生町二二五七	
村上 キヌ	廣島縣御調郡田熊村九ノ一	

熊本遞信局管内(一人)

◎以下有料職業紹介所

東京遞信局管内(二人)

大屋 平副 鹿兒島市生産町四二

◎大阪朝日新聞社主催 西日本産業道路調査

大阪朝日新聞社主催西日本産業道路調査百時間ノ
ン・ストップブカーは五月七日午後八時二十分萩町を
通過し九日午後二時厚狭郡生田村大字埴生に於て百
時間を終り三千十一キロ(千八百七十一哩)を走破せ
り

◎商店繁榮策

(滿州輸入組合聯合會々報より轉載)

接客心得

東京デパート松屋の店員心得四百六十條の中から接
客に關する心得を摘録し參考に資し得るならば幸ひ
である。

はしがき

當店は優秀なる店員を要求します優秀なる店員は一

朝一夕にして養成し得られるものではありません。

充分の訓練を要します。差當り本書を編述して新人
店員の知らねばならぬこと知つて尙守らねばならぬ
ことを列記して店員教養の一助に供します。諸君は
朝夕本書を熟讀翫味暗記し決して悖る所なく努めて
一日も早く優秀なる店員たらんことを望みます。

五八、御客様及上長者に對し帽子着用の儘又は懐手
や衣囊(ポケット)に手を入れた儘挨拶すること及洋
服の上着を脱いだ儘御客様に應接することは失禮に
なりますから能く注意して下さい。

五九、御客様に挨拶する時は椅子を離れて起立して
丁寧にして下さい顧客が自分の前へ立たれたならば
黙禮して下さい。

二二六、御客様が賣場に来られた時又は御客様から
言葉を掛けられた時は直に椅子を離れて應接して下
さい

二二七、常に通りがりの御客様に注意して若し呼
びかけられたら、直に應答の出来る様に心掛けて下
さい。

二二八、御客様の前で口論がまじきことをしてはな

りません。他を罵り毆打することは慎んで下さい。

又御客様の面前では上役の云ふことは絶対に服従し
て下さい。若し腑に落ちぬ點があれば、後に主任又
は係長に申述べて下さい。

二二九、御客様が立止り、おつと商品を御覽になつ
て居る時直に「何か御覽に入れませうか」と申上ぐ
るも悪く、又放任して知らぬ顔するも不可ません。
要するに其時の場合と氣合次第ですから此邊の呼吸
を好く覺へて下さい。

二三〇、御客様は何にか氣に入つたものはないかと
御思召して御來店下さるのでから失禮の素振をし
てはなりません。店内は縦覽隨意なることを忘れず
温容を以て接し其時に御氣に御思召した品物がなけ
れば次回には御買物を願ふ心掛をして下さい。

一、客扱の注意

二三一、服装の立派な人には丁寧にし、服装の粗末
な人には無愛嬌にする様なことがあつてはなりません
客扱は總て、老幼、男女、貴賤、都鄙の區別あつ
ても其間に差別待遇らしき態度があつてはなりません。
必ず一様の「愛嬌」と「親切」を以て應接するこ

とを忘れてはなりません。

二三二、平常御馴染の御客様に對しても禮儀作法を
堅く守り、慎み深き態度にて決して友達扱の言葉
動作をしてはなりません又知つて居る人を丁寧を取
扱ひ知らぬ人に素氣なき舉動をなすことは慎まねば
なりません。親戚、知友でも販賣場に於ては御客様
と同様禮儀ある言葉及態度をして下さい。

二三三、老人と子供の御客様には特に氣を付けて接
する様にして下さい。老人には腰掛を差上げるとか
御買上品を持つて上げるとか萬事老人を勞つて上げ
て下さい。子供には特に親しみ深くなる様心掛けて
下さい

二三四、御客様の心持を研究して下さい。そして如
何なる品を望まれるかを早く見抜くことを修養して
下さい。御客様の御希望を早く見抜くは販賣部員の
責任です。

二三五、御客様の御用は謹んで伺ひ出来るだけ「敏
良」を實行して下さい、御客様に接して居る時は他
の用事をせぬ様になさい。萬一急用又は電話の掛る
場合は能く御断りして成るべく早く済まして御客様

の感情を害さぬ様注意して下さい。

二三六、店員が御客様に商品の説明をしたり、御用を承り居る際他の店員は急用でない限り應接して居る其の店員に話しかけない様にして下さい御客様が熱心になつて居られる時其の應接店員が他に氣を散らすと御客様も氣が散つて厭氣が差し易いものですから注意して下さい。

二三七、多忙の際には一人して數人の來客に應接せねばなりませんから出來るだけ萬遍なく敏活に且つ如才なく御客様の御満足を計つて下さい。新來の御客様に對しても丁寧「只今直ぐに御伺ひ致しますから少々御待ち下さい」と愛想よく挨拶して先客より順に御用を承つて下さい。

二三八、御客様を待たせない様にして下さい萬一長く御待ちを願はねばならぬ場合には休憩室又は食堂に案内して御休憩を願ふ様にして下さい。

二三九、御客様に應接して居る間は如何にして御客様を満足せしむるか専心留意して下さい。如何に永くなりても應接に「ダレ」てはなりません又は早く追ひ歸す様な素振は必ず慎まねばなりません。

は悪口、批評等言つてはなりません。其御客様も又自分のことを言はれはせぬかと厭な感じがしますから注意して下さい。

二四八、色々の品を御覽に入れても御氣に召さず何も買はずに御歸りになる場合でも決して厭な顔を見せてはなりません。かゝる場合には自分の販賣法が未だ御客様の御満足を得ないのであると思ひ更に此次ぎ御來店の際氣に入つた品を御覽に入れ様と自ら省みる様にしなければなりません。

一、御客様の姓名

二五一、御客様の姓名及御顔を必ず記憶して下さい諸君が賣上増進方法中最も簡便にして容易なるは御客様を記憶することです。御客様も店員が姓名を承知してゐるのは愉快なものですから、自然其店員を信用して買物が出來ます。其れに反して御客様が自分を知つて居るものと信じ居られるのに店員が「何方様でしたか」と反問すれば御客様は必ず興が醒めて不快を感ぜられます。御客様を記憶するのは諸君の義務であります。

二五二、御客様に御馴染になつたら其姓名は勿論御

二四〇、御客様に應接する時は其の御客様の顔を見守つて御話して下さい傍見したり他人と顔を見せて笑つたり御客様の髪形、容姿、服装、持物、履物等をジロ／＼見廻しなごすると御客様の感情を害しますから注意して下さい。

一、販賣に對する注意

二四四、御客様の求むる商品は及ぶ限り多種類を御満足の行く迄御目に掛けて下さい。但し強ゆる様の態度をしてはいけません。

二四五、御客様には普通品より順次高價品を御覽に入れ比較説明を懇切に申上げて下さい。

二四六、二人連の御客様には買物をなさる御客様にのみ説明せず、必ず買はぬ方の御客様にも懇切に説明申上げ賛意を得る様心掛けて下さい。

二四七、御客様に他店又は他の御客様を例に引き或

住所も同時に覺ゆる様努めねばなりません。出來ることなら家庭の方々も御熟懇となり皆様の嗜好迄も承知して置く事は販賣部員として最も肝要なる心掛です。

軍 事

◎海軍現役兵進級

海軍現役中の左記の者は五月一日頭書の通下士に任官せり

任海軍三等兵曹 越ヶ濱第六區 石飛五郎一
同 前小畑區 小田 秀雄
任海軍三等機關兵曹 西田町區 山内 孝一

◎海軍現役兵退團

五月三十一日現役満期となり吳海兵團を退團したる者

樺 町 區 一等水兵 田邊 喜代士

戊計	種	五	一	五	一	三	一	三	一	二	一	三	一	四	一	一〇四	一	三五	
入	所	者	入	所	者	入	所	者	入	所	者	入	所	者	入	所	者	入	所
本籍居住者の出席状況	優良	普通	不良	小計	他府縣在住者	他府縣在住者	農	工	商	官公吏	船舶業者	其他	小計	青年訓練所規程第八條該當者	合計				
	一四	三四	一	四	一	八六	三九	八	三	二〇	六	四	五	三八	八〇		三五二		

◎徴兵受検者中青年訓練所入所調

念日を過したり

◎日露戦役に従事せる海軍々人にして萩町に現住する者

現住	所	官	等	氏	名
平安古町一區	海軍大佐	羽	仁	馬	來
堀内第一區	全	朝	枝	新	一
吉田町區	全	篠	原	利	七
江向一區	全				

◎海軍記念日に於ける羽賀臺への一日行軍

帝國在郷軍人会萩町聯合分會の主催として五月二十七日日本海々戦の大捷を記念する爲會員の羽賀臺行軍を實施せり此の日午前五時半煙火を合圖に明倫小學校々庭に一同集合直に出發せり午前九時半到着藤本町書記の羽賀臺史蹟に關する講演等ありて後下山し大井村の古墳其の他史蹟を見學し解散せり當日午後は遂に降雨となりたれ共一同元氣旺盛裡に此の記

無田ヶ原區	海軍大佐	土	井	幸	槌
江向三區	全	田	坂	信	一
平安古町一區	全	粟	屋	雅	三
川島二區	全	室	田	習	三
沖原區	全	清	須	勝	助
濁淵區	全	石	丸	登	一
川島一區	全	溝	部	忠	藏
椎原區	全	橋	本	金	槌
江向一區	全	三	戸	榮	三
土原一區	全	山	本	鷹	藏
江向二區	全	玉	井	清	崑
松本市區	全	中	原	二	郎
全	全	龜	屋	太	郎
濱崎町一區	全	伊	勢	島	忠
平安古町一區	全	中	村	政	次
土原二區	全	伊	藤	政	吉
今古萩町區	全	南	家	春	照
北古萩町二區	全	梅	屋	國	五
無田ヶ原區	全	深	野	松	次
香川津西區	全	松	林	義	彦
上五間町區	全	一	等	機	關
御許町一區	全	金	子	條	槌
樽屋町區	全	別	府	左	一
越ヶ濱二區	全	西	村	三	藏
濁淵區	全	厚	東	米	藏
椿町區	全	永	留	傳	藏
香川津南區	全	田	中	太	郎
椎原區	全	山	本	寅	熊
笠屋區	全	森	野	三	一
青海區	全	田	村	幸	槌
川島三區	全	平	田	政	三
船津區	全	伊	東	伊	之
山田一區	全	片	野	勝	之
堀内一區	全	野	村	民	藏
濱崎新町二區	全	三	浦	由	辰
船津區	全	古	谷	德	松
		堀	永	幸	太

◎日本海海戦記念塔建設

日本海々戦の當時帝國聯合艦隊の策源地たりし朝鮮

鎮海灣内鎮海兜山山嶺に建設の日本海々戦記念塔は昭和三年十二月起工昭和四年五月二十七日除幕式を舉行同年八月竣工せり塔身に刻せる徳富蘇峰氏の撰文左の如し

明治三十七八年戦役ハ日本帝國ノ歴史ニ於ケル振古未曾有ノ大事ニシテ日本海大海戦ハ明治三十七八年戦役ニ於ケル海陸戦闘中最モ重要ノ一ト爲ス此大海戦ニヨリテ此戦役ノ運命ハ決シ此戦役ニヨリテ帝國ノ世界ニ於ケル位置ハ確定ス帝國ノ一躍シテ世界三大海軍國ノ一ニ進ミ世界五強國ノ班列スルニ至リタルモノ是レ昭著ノ成績ニシテ必然ノ效果タリ而シテ其大海戦策源地ハ實ニ鎮海灣ニ在リ日露風雲急ヲ告グルヤ帝國海軍ハ明治三十七年一月十二日ヲ以テ鎮海灣内松真浦ニ假根據地防備隊ヲ建設シ豫メ我が出征艦隊ノ據點ヲ定メタリ爾來旅順口ノ閉塞黃海蔚山沖ノ海戦ト封鎖ノ強行トヲ以テ交戦國ノ東洋艦隊ヲ無能ナラシメタルニ拘ラズ彼ハ猛然トシテ太平洋第二第三艦隊ヲ編成シ遠ク之ヲ東洋ニ派遣シ一擲我ト海上權ノ雌雄ヲ決セント謀レリ我が艦隊ハ明治三十八年一月旅順

口ノ陥落スルヤ更ニ新銳ノ氣ヲ養ヒ二月初旬ヨリ鎮海灣ニ集合シ日夜淬勵以テ戰機ノ到來ヲ待テリ果然五月二十七日敵艦見ユトノ報ニ接スルヤ東郷聯合艦隊司令長官ハ視界線内ニ於ケル全艦隊ニ信號シテ「皇國ノ興廢此一戦ニアリ各員一層奮勵努力セヨ」ト令セリ我が祖宗ノ神靈ト明治天皇ノ御稜威ト我が將士ノ善謀善斷克忠克勇トハ爰ニ一大決定的捷利ヲ得其偉勳ハ世界海戦史ニ特筆セラレ其功烈ハ赫灼トシテ我が國史ヲ照セリ比口有志胥議シ日本海大海戦二十五回ノ記念日ニ際シ鎮海面兜山絶頂ニ一大記念塔ヲ建テ東郷元帥ノ書ヲ請ウテ其塔面ニ刻シ予ニ徵スルニ撰文ヲ以テス予其人ニ非ザルモ義辭ス可カラズ惟フニ是舉豈ニ翅ダ絶代ノ戰捷ヲ記念シ忠死ノ英魂ヲ崇祀スルノミト謂ハン哉寔トニ長ヘニ明治天皇ノ盛徳太業ヲ景仰シ舉國一致以テ國難ニ膺リタル國民的活動ノ典刑トシテ之ヲ萬古ニ傳ヘ後昆ヲシテ君國ニ殉スル勇往忠烈ノ大精神ヲ涵養スル所アラシメンガ爲メナラズンバアラズ準由紹成來者其人ヲ待ツ比ノ如クシテ此塔ノ建立始メテ意義アリト爲ス也

昭和四年五月

火國后學

徳富猪一郎撰

落合爲誠書

◎赤十字社總會

日本赤十字社第三十八回通常總會は五月五日東京市憲法記念會館に於て舉行せられたり 皇后陛下より賜はりたる令旨左の如し

令旨

日本赤十字社第三十八回の總會に臨み基礎愈固く事業倍隆なるを見満足の至に堪へず是れ偏に總裁以下各員の努力に頼るものにして深く其の勞苦を多とす

赤十字の事業は戦時平時を通して人類の慶福に寄與すること尠からず殊に輓近國際的協調の氣運に伴ひ各員益奮勵し以て社業の伸展を期せむことを望む

◎兒童健康相談所

七月二十二日付日本赤十字社山口支部より左記の通牒ありたり

昭和五年五月二十二日

日本赤十字社萩町分區

兒童健康相談所に關する件

日本赤十字社山口支部に於ては往年獨逸佛國其の他に留學し最近歸朝せる田中醫學博士を本年四月より小兒科醫長として支部病院に招聘せるを機とし左記の通兒健康相談所を常設し兒童の保健、治療又は攝生上に關し親しく相談に應ずること成りましたから此の機關を適切に御利用になり兒童の保全に付盡さるる様御勸め致します

記

- 一、相談を受ける兒童は滿六歳以上十五歳迄のものにして毎週十名に限る
- 二、兒童健康相談所は毎週土曜日午後一時より之を開始するに依り同時刻迄に山口支部病院へ參著すること

但し病院の休日に當るときは之を開始せられず
 三、相談を受けんとするものは毎週水曜日迄に其の住所氏名年齢を記載して山口市伊勢橋角日本赤十字社山口支部へ申込まれ度きこと
 四、前項申込順序に依り定員迄を受理し其の余は過員となる旨通知せらるゝに依り參著せざることを

財政經濟

家屋稅調查員選舉の狀況

五月十一日午前八時より午後四時迄萩區選舉會場は明倫小學校講堂に於て選舉長林町長選舉立會人畦合百合熊、後藤源九郎の兩氏、椿東區投票分會場は椿東記念館に於て投票分會長金子助役投票立會人久保田竹松、安藤孫一の兩氏椿區投票分會場は椿西小學校に於て投票分會長平川町書記投票立會人渡邊道三中谷福松の兩氏山田區投票分會場は奥玉江光山寺に於て投票分會長岡收入役投票立會人野村善槌、松谷

新一兩氏立會の下に何れも投票を開始し午後四時に至り一齊に投票所を閉鎖し一面に投票分會場に於ける投票函は選舉會場とせる明倫小學校講堂に夫々滞りなく送致したり

各投票所に於ける投票者數及棄權者數等左の如し

投票區名	萩區	椿東區	椿區	山田區	合計
類別					
名簿確定數	二、二五二	一、一六五	三、三三二	六、八二二	四、五三二
選舉當日有權者數	二、二九六	一、三三二	三、三八	六、七三	四、四三〇
投票數	一、二四六	八五七	三〇二	四四五	二、八二二
右の内代人投票數	一四	二五	六	三	一七六
棄權者數	九五〇	三六四	二六	二六八	一、六〇八
棄權者率	四割三分	二割九分	八分	三割九分	三割六分
同日午後五時三十分より明倫小學校講堂に於ける萩區選舉會場に於て選舉長林町長選舉立會人畦合百合熊、後藤源九郎兩氏列席の下に開票を開始し午後九時全部を修了せり其の當選者左の如し					
村田善治郎	坂 秀輔	村木五一郎	兼本 武吉		
藤井 頼三	西山和一	馬庭 彦一	大田 民藏		

柳 敬之助 田中俊甫 河口 常一 柴田八五郎
 山根 鐵藏 山本詩教 吉松 毅章

頃になる見込の由である

◎家屋稅調查委員會及其の徵收期

本縣は家屋の賃賃價格に付昨年十一月までに市町村の調査結果を取纏める筈であつたが調査に日子を要し其の集計表を漸く昨今に於て調成すると云ふ場合であり尙市町村内の調査だけでは他の市町村間の負擔の均衡が取れないから目下書面又は實地に就いて之が均衡調査に努めて居るので差當り六月中旬頃に各市町村長及主任者の集會を開き第一次調査委員會に提出すべく原案を作製し七月中に第一次調査委員會を修了せしめ同時に第二次調査委員會（郡市を區域とし人口二萬人以下は一名、二萬人以上は二名）の委員を選擧の上各郡市を區域として第二次調査委員會を開會の筈である之が爲從來の家屋稅徵收期は郡部は六月市部は七月となつてゐるも前記の如く委員會開會期が遅れた關係上本年度の徵收期は九月

◎昭和五年度四月分納稅成績

四月分の納稅金は縣稅地租附加稅、全特別地稅及町稅地租附加稅、全特別地稅附加稅の四種にして内滞納の手續を爲したるもの左の如し

御許町第一區二人、米屋町區一人、濱崎新丁第二區一人、中津江區三人、椎原區一人、無田ヶ原區二人、香川津西區一人、前小畑區三人、越ヶ濱第二區二人、椿町區一人、山田第二區二人、奥玉江第一區六人、奥玉江第二區一人、玉江浦第一區二人

◎昭和四年度中納稅成績

昭和四年度中納稅獎勵金交付規程に基き本町内各行政區に對し交付したる獎勵金額は壹千參百拾圓拾參錢にして就中一ヶ年間を通じ毎月完納の成績を收め得たるものは左の十四區なり

川島第一區、土原第二區、河添第一區、河添第二

區、堀内第一區、堀内第二區、目代區、河内區、笠屋區、大屋區、沖原區、霧口區、金谷區、小原區

●納税獎勵金交付

昭和四年度後半期六ヶ月間の納税成績に依り獎勵金の交付を受けたる団体及金額左の如し

- 金四拾八圓貳拾五錢 巴城券番納税組合
- 金四拾圓九拾參錢 遊興納税組合
- 金七拾參圓六拾七錢 萩弘法寺納税組合

●自作地免稅申請方

萩町及隣接市町村内に於ける田畑地價にして同居家族の分を合算し二百圓に満たず且つ自作に係る者に在りては地租條例第十三條の二に依り本人の申請に依り地租を免除せらるる之が申請書は毎年六月一日より同月三十日迄の間に於て町役場を経由し稅務署長に差出すを要す申請該當者は左の事項を承知の上印

- 章携帶其の旨を萩町役場稅務課に申出でられたし
- 一、免除せらるる稅金は國稅の地租のみにして縣及町稅は國稅の免除せらるる否とに拘らず從來と同様特別地稅として課稅す
- 二、地租條例第十三條の二の隣接の町村とは直近接續町村の謂にして當町の隣接地は大井村、六島村、福川村、川上村、明木村、三見村、大津郡三隅村及美禰郡赤郷村の八ヶ村なり
- 三、同居家族とは同一戸籍内に在るものにして且つ現在同居する者を謂ふ未だ入籍せざる者、戸籍を別にする者は事實上同居する者と雖家族とは看做さず
- 四、地目及地類の變更に依り新に田地、又は畑地と成りたるもの及新に買受等を爲したる者は其の都度申請を爲さざれば假令最初申請したる者にして右等の土地の地價を加へ尙ほ其の總額二百圓に満たざるものと雖其の新に取得したる土地に對しては地租を免除せられず
- 五、地租免除申請後買受其の他の事由に依り地價總額二百圓以上に達したるときは免除條件を失ひ次

の納期より地租を徵收せらるる
六、免除申請は土地臺帳の地目に依るものにして實際は畑地として耕作するものと雖土地臺帳面の地目が宅地と成り居るもの等は申請する資格なし
參照

一、昭和四年度中申請を爲したるが爲免除せられたる地租總額左の如し

地目	反	別筆	數地	價	地租	人員
田	五七	二〇	九八	五、三七	四一八	六九
畑	一、〇七	三、〇〇	二、〇〇	五、二、四五	九、六八	五〇
計	一、五九	五、〇〇	二、九三	七、八七	八、六二	二、五二

備考 四年度中該當數にして申請を爲したるが爲萩町に於て金壹千貳百五拾貳圓六拾九錢の負擔を免れたること、なれり

●自轉車鑑札を無効と爲したるもの

五月中紛失の届出に依り新鑑札を交付し無効處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及所有者住所氏名左の如

舊鑑札番號	事由	住所	氏名
九五九二八	紛失	唐樋町區	巴自動車商會
八八六八四	全	前小畑區	柴田長一
八七四六〇	全	香川津東區	原田帝之助
八六五四五	全	奥玉江第二區	來島正作
八六八三〇	全	越ヶ濱第四區	兼本武吉
八六七七五	全	椿町區	赤木喜一

通信

●萩郵便局五月中行事

- 九日 修養講話會開催
午前十時より萩中學校河野教諭の「結婚問題の一考察」と題する講話を聴講せり
- 十五日 事務研究會開催
郵便物期間統計報告規定改正に伴ふ新規定による取扱方に關し午前八時より郵便部吏

第五條 組頭は水防長並に水防部長の命を受け部下を指揮し及水防に従事す

第六條 小頭は組頭を補佐し組頭事故あるときは之を代理す

第七條 水防夫は組頭又は小頭の命を受け水防に従事す

第八條 洪水標は橋本橋の上流及松本橋の上流に之を建設し平水面上十尺を以て警戒水位とす

第九條 第一水防組々頭は前條洪水標を監視せしむる爲部下の水防夫中より監視員一人を選定し之を水防長に申出づべし

第十條 水防組員の召集はサイレン又は警鐘を以て之を報ず

第十一條 水防組員召集せられたるときは成規の徽章を纏附して豫定の集合地に參著し組頭の指揮を受くべし

第十二條 組頭は參著の水防組員を點檢し適宜之を小頭に配屬せしむべし

第十三條 組頭は水防上必要ありと認めたるときは其の水防を開始することを得

但し此場合に在りては其の旨を水防長に急報すべし

第十四條 水防の方法は概ね左の例に依る

- 一、堤防上に溢水の虞あるときは土俵、杭、柵等に依り防備を施すこと
- 二、堤防に欠損を生じたる時又は滲水の箇所あるときは流し土俵、杭及柵等に依り防備を施すこと
- 三、堤防缺潰したるときは刳梓土俵杭柵盛土等に依り防備を施すこと

第十五條 水防長は毎年四月水防準備材料及器具の検査を爲す

第十六條 水防長は毎年一回水防組員を召集し水防の練習を行ふことを得

第十七條 水防組員に支給すべき諸手當金左の如し

名 稱	組 頭	小 頭	水 防 夫
萩町第一水防組員	年額金參拾圓	年額金貳圓	年額金壹圓
萩町第二水防組員	全 金貳拾圓	全 金貳圓	全 金壹圓

萩町樋ノ口水防組員	全 金拾貳圓	全 金貳圓	全 金壹圓
萩町中津江水防組員	全 金拾貳圓	全 金貳圓	全 金壹圓
萩町椿水防組員	全 金貳拾圓	全 金貳圓	全 金壹圓
萩町玉江浦水防組員	全 金貳拾圓	全 金貳圓	全 金壹圓
洪水標監視員	一回 金六拾錢	一回 金五拾五錢	一回 金六圓
出場手當	一回 金六拾錢	一回 金五拾五錢	一回 金五拾錢
水防弔祭料	一時 金五拾圓	一時 金貳百圓	一時 金貳百圓
水防遺族扶助	一時 金貳百圓	一時 金貳百圓	一時 金貳百圓
傷り死に由り療治料	不具を爲り費用を支給す	不具を爲り費用を支給す	不具を爲り費用を支給す
者の救助料	一時 金參百圓	一時 金參百圓	一時 金參百圓
手當	不具を爲り費用を支給す	不具を爲り費用を支給す	不具を爲り費用を支給す

第十八條 前條手當の支給方法は萩町給料手當支給規程の定むる所に依る

附 則

本規程は昭和五年度より之を施行す

水防準備材料器具の種類及員數表

品 目	第一水防組	第二水防組	樋ノ口水防組	中津江水防組	椿水防組	玉江浦水防組	備 考
空俵	一〇〇俵	八〇	三〇	五〇	五〇	五〇	
繩	五〇房	七〇	二〇	四〇	四〇	四〇	長九尺末口四寸以上 の杉丸太
杭	三〇本	二〇	五	一五	一五	一五	目通四寸以上 四尺五寸遠五 尺繩締
唐竹	二本	二	一	二	二	二	
粗朶	一〇	五	一	五	五	五	
蝸木	一個	一	一	一	一	一	
掛矢	一	一	一	一	一	一	
鉈鋸	一	一	一	一	一	一	
鉈	一	一	一	一	一	一	
斧	一	一	一	一	一	一	
シヨ	一	一	一	一	一	一	
ベル	一	一	一	一	一	一	
針金	二貫	二	二	二	二	二	八番線
麻繩	四〇尺	三〇	一〇	三〇	三〇	三〇	經六分以上
草鞋	四	三	一	三	三	三	
擔棒	二本	二	一	二	二	二	
畚	二枚	二	一	二	二	二	

提灯	四
蠟燭	一八四
荷車	四一八
齋口	二一四
	四一八
	四一八
	二一四

社會事象

時局に鑑み國債償還の資として左記の通献金ありたり
 金五圓 川島第二區 藤村敬子
 金貳圓七拾參錢 椿區 大屋青年團支部

萩町方面委員協議會

五月二十二日午前十時三十分より町役場樓上に於て萩町方面委員集會開催出席者十九名林町長の挨拶に次ぎ左の提出事項に付協議を遂げ午後一時散會せり

方面委員協議事項

◎失業者調査の件

- 1、失業者と稱するは就業の能力及意志を有するに拘らず就業の機會を得ざるものにして調査當時現に失業状態に在るものを言ふ但し日傭労働者に就ては調査當時を起點とし過去一ヶ月間に就て十五日以上就職せるものは之を失業と見做す
- 2、六十日以上其の市町村に居住するものを基準として調査すること
- 3、學校を卒業して未だ就職せざるものは失業者として調査せざること但し参考として其の數を附記すること

◎窮民被救助者調査の件

- 1 極貧にして廢疾、老衰、年齢七十歳以上の疾病幼弱(年齢十三歳未満)等の爲め職業を爲すこと能はざるもの
- 2、扶養義務者なきもの
- 3、扶養義務者あるも扶養を爲すこと能はざるもの
- 4、扶養義務者以外の親族に於て扶助を爲さざること
- 5、隣佑其の他に於て扶助するものなきとき

◎兒童就學獎勵被給與者調査の件

萩町在住の學齡兒童にして保護者貧困の爲め就學又は出席せしむることを得ざる者あるときは學用品又は獎勵金を給與す但し扶養義務者又は親族隣佑等に於て補助するものあるときは此の限りにあらず

◎濟生會被救療者調査の件

本縣在住者にして醫藥の資に窮し且適當の扶養義務者なく他に公私救療を受くるの途なき者

●本願寺萩別院創立五十周年慶讚大法要

西本願寺萩別院創立五十周年慶讚大法要是五月二十五日より廿七日まで同院に於て營まる、是より先本願寺連枝大谷尊由師は五月二十五日長門峽を經高瀬より河舟により白馬に上陸、萩町長其の他別院關係者等多數の出迎を受け自動車に依り來萩途中椿町逆正寺境内故田中大將の墓前に於て故人の冥福を禱り六時三十分全寺出發各種佛教團體一般町民の出迎へを受けつゝ別院内の別館に入らる

慶讚大法要是五月二十五日午前十時より阿武、大津美禰三郡下眞宗寺院住職多數臨席の下に本願寺式の法要を營み、二十六日は午前十一時より本堂に於て尊由師に依り歸敬式を午後二時より圓櫛儀、行道の各式を行ひ百餘の稚兒出場あり尙其の夜は特に尊由師の講演を聴く者堂に滿ちたり
 二十七日は前日同様の諸儀式を行ひ各地より參詣せる諸團體地方民の爲非常なる盛儀を呈し同日午後五時終式したり
 因に尊由師は廿七日午後五時林町長其の他多數の見送を受け自動車に塔乘別院を出發秋芳洞を經て東上せられたり

●小倉家年祭

五月七日小倉尙藏先生の命日に付萩地在住の遺弟は和泉寺趾墓所へ隨意參拜せり

●伊藤公銅像建設認可

豫て椿東區伊藤公舊宅地内に公等身大の銅像建設方

其の筋に申請中の處五月三十日日本縣知事より認可の指令ありたり

◎伊藤公銅像建設協議會

五月一日午後三時より町衝に於て伊藤公銅像建設に付末岡周介、河野通毅、厚東健次郎の諸氏を會し協議する所ありたり

◎木間主婦會の歌

阿武郡美禰と大津の境なる

木間の流れに身を清め

共に努めよ向上に

共に勵めよ副業に

韓信が股を潛ぐるも

時世と時節

千辛萬苦の努力を積んで

木間の光りを世に出せ

萩町の鯨峯高く聳ゆる所

産ぶ聲擧げし主婦の會

人の振り見て我が振り直し

共に進まん向上に

咲く花の香も高き木間の里

生れし我等の主婦の會

共力一致で改善に

強く又育くめ幼子を(鴨綠江節にて)

木間じやん)と云はんすけれど

今に目覺めます主婦の會

木間じや田舎と云はれぬ様に

共に遅るな文明に

木間の名物は寶の山よ

炭焼く煙に河鹿の音

たゞけ開かん鯨が峯の

中に秘めし盡きぬ富

歌や賞へや吾等の里を

老も若きも諸共に

覺めよ覺ませよ愛せよ強く

歡喜天地に滿つるまで

陽の恩や君の恵みも木の間に漏れて

芽ばぬましたよ主婦の會(出雲節にて)

◎失業の防止並救済に就て

五月九日付を以て本縣内務學務兩部長より左の通牒あたり

失業の防止並救済に關しては曩に主務大臣より訓令の次第も有之候處失業問題は我國現下の社會狀態に鑑み極めて重要な社會問題にして之が對策を講し失業の防止救済に努むるは洵に刻下緊切の要務に有之候而して之が方途たるや固より多岐にして夫々地方の實情に應し御講究中のこと、は存候得共差當り左記各項に依り適切なる方法を講じ失業の防止並救済に努め庶民階級的生活安定に資する様御措置相成度依命此段及通牒候也

記

一、昭和五年度市町村豫算の施行に就ては事業施行の時期、地域、方法等に適宜調節を加へ出來得る限り失業の防止並救済に有効ならしむる様措置すること

一、職業紹介所の活動を促し失業救済の爲充分其の機能を發揮せしむること

一、人事相談係、職業紹介係等の設置ある町村に於ては之が活動を促し失業者の就職斡旋に努むること

一、共に之等の設置なき町村に於ては町村役場内に之が設置をなす等適當なる方法を講じ失業者の就職斡旋に努むること

一、方面委員をして受持区域内に於ける失業者の就職斡旋に努めしむると共に必要に應じ適當なる救済方法を講せしむること

一、會社、工場、炭鑛等の雇傭主に於て新に勞務者等を採用する場合は充分之と聯絡を保ち失業者の就職に就き斡旋すること

一、失業者多數なる市町村に於ては地方の實情に適したる職業輔導、授産施設を講ずると共に知識階級失業者に對しては適當なる授産施設方法を講ずること

一、地方の實情に適したる各種副業を一層獎勵し小産者の生計維持に努めしむること

一、信用組合をして特に小産者に對する生業資金の

一、信用組合をして特に小産者に對する生業資金の

融通に努めしむること
 一、公益質屋をして小産者に對する生業資金の融通に努めしめ小産者をして適當なる生業を営ましむると共に之が設置なき市町村に於ては必要に應じ速に之が設置に努むること
 一、講演會其他適當なる方法に依り移植民に關する思想の普及に努むると共に移植民事業の發展に努むること

◎公人及私人

金子廣島縣廳知事官房屬は郷里大井村に歸省の途次五月一日來廳
 室積女子師範學校生徒六十名史蹟見學の爲五月二日來萩
 美禰郡女教員會員四十名史蹟見學の爲五月四日來萩

有田鐵道省囑託五月五日歸省
 大宅大阪毎日新聞社員史蹟見學の爲五月七日來萩
 山口師範學校生徒百名史蹟見學の爲五月八日來萩
 藤村防長海外協會囑託は同協會要務の爲五月九日來萩
 山口師範學校生徒九十三名史蹟見學の爲五月九日來萩
 日本青年館理事田澤義鋪氏は縣主催政治教育講習會講師として五月九日來萩
 益野豊浦郡清末村助役以下區長六名副業視察の爲五月十二日來萩
 武谷九州帝國大學教授は史蹟見學の爲五月十二日來萩

賀田組社長賀田以武氏五月十一日歸省
 水沼山口縣社會教育課長は五月十二日挨拶の爲來廳
 横田山口縣視學官は學校視察の爲五月十三日來萩
 山野蜂葡萄酒製造株式會社取締役史蹟見學の爲五月十四日來萩
 玉野本縣地方事務官田代縣屬は阿武郡各町村國勢調査主任會臨席の爲五月十九日來萩
 有地藤三郎男爵來萩挨拶の爲五月二十一日林町長訪問
 豊田本縣農林技手は長門峽保安林の件に付五月二十一日來萩
 五十嵐巡查部長は新任挨拶の爲五月二十二日來廳

大谷尊由師は本願寺別院五十周年敬讚會法會に臨席の爲五月二十五日來萩同二十七日出發
 中村山口高等商業學校助教は海濱學校設置の件打合せの爲五月二十八日來萩
 福岡本縣屬、倉重本縣農林技手は萩町農會事務監督の爲五月三十一日來萩

◎投書函 (越ヶ濱明神池)
 ◎誘覽客吸收策に付私見
 一、池附近茶店の物價安きは良し
 二、茶店にて萩附近名所案内地圖を販賣されては如何
 三、自動車々掌をして名所に付概略の説明を爲さしめては如何
 四、明神池の中にある材木を取り除かしては如何
 五、池畔にある地圖に今少し名所地を詳細に記入し

ては如何

六、乗合自動車々掌に餘程生意氣なる者あり此の旨
會社に警告を與へては如何
他の遊覽地に比較して遊客の印象を害すること甚だ
し(一遊覽者)

水道の塔は非常にキレイである 窪田 教義

何んごなく別の世界に來た様な氣持ちがします

氣持が良かった

名所が多いと思ふ

明神池は非常に不思議である



衛生

●越ヶ濱衛生組合役員更迭

五月八日を以て左記の通衛生組合役員就任せり

越ヶ濱第一區衛生組合長	新見 兼吉
全第六區衛生組合長	野田千代松
全 幹事	井町 幸吉
全 全	中野庄之進

●狂犬病豫防週間

五月二十五日より同月三十一日迄七日間本縣下一齊
に狂犬病の豫防を施行したり萩町の成績左の如し

一、狂犬病豫防注射を受けたる頭數	百十頭
一、野犬掃蕩	藥殺 八十六頭
	撲殺 四十八頭
	銃殺 四十頭
一、新に畜犬の届出を爲したる數	五十四頭

●下水溝浚渫

本年八月施行の豫定なりし下水溝の浚渫は區長集會
に於ける協議に據り五月十二日より左の區域に涉り
之を施行することとし關係各區長、各衛生組合長と
も協力一致の援助に依り好成績を以て五月三十一日
終了したり

下五間町、吉田町、東田町、古萩町、今古萩町、熊
谷町、津守町、上五間町、西田町
米屋町、瓦町、吳服町、油屋町、古魚店町、春若町
御許町、唐樋町、橋本町、川島第三區の一部、江向
第一區の一部椿町、金谷區の一部、雜式町の一部、

注射を施行したる區域

川島全區
土原全區
橋本町、御許町、唐樋町各區
江向全區
河添、平安古町の各區
堀内全區

土原第二、三區の一部濱崎新町、北古萩町第二區の
一部

濱崎町、東濱崎町
香川津(北區を除く)
玉江浦、倉江の一部、平安古町各區

●腸チブス豫防注射成績

五月十日より全月三十日迄全町に涉り腸チブス豫防
注射を施行したり其の成績左の如し
但し玉江浦全區倉江及小原の各區は施行期日變更
の爲未完了なり

第一回		第二回		計	延人數
男	女	男	女		
三三	二〇	二	三〇	五	一九七
五四	二八	五四	七	九	二七〇
四	五	九	一四	三	二九
四	九	一七	三	五	二〇三
三	六	二	三	四	一三三
五	五	二	三	四	九

●受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和五年五月中

罪名	人員		計	二月以降の累計	前年一月以降の累計
	萩町に居住する者	現住する者			
賭博	九	二	一一	一九	一六
詐欺	一	一	二	四	八
竊盜	一	一	二	二	七
機船底曳網漁業取締規則違反	九	一	一〇	一七	二
住居侵入竊盜	三	一	四	六	三
傷害	一	一	二	三	三
失火	一	一	二	三	三
阿片煙販賣	一	一	二	三	三
銃砲火藥取締違反	一	一	二	三	三
森林法違反	一	一	二	三	三
計	一一	一一	二二	三六	二七

●四千年の今月今日

陸軍々人服役令施行規則違反	暴行爲等處罰違反	自動車取締令違反	議員選舉法違反	印紙税法違反	業務上過失致死	嬰幼兒殺	結核豫防法違反	贓物牙保	山口縣警察犯處罰令違反	牛乳營業取締規則違反	計
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六六

●四千年の今月今日

●四千年の今月今日

●四千年の今月今日

- 一日 都市計劃調査委員會開催
- 二日 家賃貸賃價格調査主任集會開催
- 三日 町會開催、萩小線鐵道起點問題の爲多數の傍聽者ありたり
- 四日 町公會堂に於て阿武郡竹工購買販賣利用組合創立總會開催
- 五日 都市計劃調査委員會開催
- 六日 金子助役軍隊慰問の爲廣島縣下へ出張
- 七日 本日より三日間町公會堂に於て萩町佛教團主催兒童愛護デー開催
- 八日 室積町に於ける山口縣町村長集會に列席の爲金子助役出張
- 九日 町衛に於て北古萩産業組合役員懇談會開催
- 十日 町公會堂に於て萩町商工會總會開催
- 十一日 都市計劃調査委員會開催
- 十二日 財政調査委員會開催
- 十三日 山口第四十二聯隊第十一中隊一泊行軍玉江浦に露營

人體の一部分が四千年後の今日まで生きてゐる……といふセンセイショナルなテーマを提げ生物化學上或程度までこれを證明しすでに研究の一部分を帝國學士院へ英文で報告するともに廣く世界の學界に發表し異常なショックを與へてゐる素晴らしいニュースがあるこの提供者は愛知醫大勝沼内科部長の令弟醫學士、法學士勝沼六郎氏で昨秋名古屋市外鳴海町貝塚で發掘された今から約四千年前の人骨を巨細に研究した結果その骨髓細胞の中から今尚ほ生きてゐる素、脂肪などを發見したが醫學界の興味はもとより生命現象に對する一大鍵鑰として研究の成果は各方面から注目されてゐる

●寄贈圖書欄

- ◎産業合理化圖表並産業改善五大法則 一部 大阪商工會議所
- ◎鮮滿の旅 一部 南滿鐵道株式會社東京支社

●五月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

十七日 町衙に於て穀物検査事業懇談會開催
十八日 海軍記念日行事實施協議會開催
二十一日 小原區公會堂に於て同區内各種聯合總會
開催

二十二日 學事統計互審會開催

大森知事來萩

二十五日 縣社松陰神社例祭に付金子助役參向

近衛文麿公爵、大谷尊由氏史蹟見學の爲來萩

二十七日 市町村農事調査主任集會開催

長門部三等郵便局長集會を町公會堂に開催

明倫小學校講堂に於て海軍記念日講演會開催

林町長小萩線鐵道問題に付山口建設事務所に
出張

二十九日 日本西部水産大會出席會員及關係官來萩

午後七時より町公會堂に於て歡迎會開催

三十日 行啓記念日に付吏員一同遙拜式舉行

三十一日 明倫小學校に於て萩町聯合青年團同處女
會行啓記念總會開催

三日 樓上に於て巴城會開催

五日 唐樋町高大亭に於て有田鐵道省囑託歡迎會開
催林町長金子助役出席

八日 樓上に於て家屋稅調査員選舉事務打合會開催

十八日 林町長家事用件の爲熊毛郡島田村に歸郷

二十日 午後八時樺東樺原區々長豫選の件に付同區
戸主會開催金子助役出席

二十一日 林町長熊毛郡島田村より歸廳

二十二日 樓上に於て萩町在郷軍人分會役員會開催
本夜より對比展覽會場守備の爲吏員の宿直開
始

二十五日 松陰神社例祭に付林町長、金子助役參向

二十九日 金子助役町内を巡視

三十日 行啓記念日に付午後〇時三十分吏員一同前
庭に集合東方遙拜

林町長、金子助役縣社志都岐山神社松陰神社參拜